

令和 6 年 3 月

江南市議会建設産業委員会会議録

3月11日

本日の会議に付した案件

議案第6号 尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部改正について

議案第7号 江南市手数料条例の一部改正について

議案第8号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第9号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第10号 江南市水道事業給水条例の一部改正について

議案第15号 市道路線の認定及び廃止について

議案第18号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

第3条 繰越明許費の補正のうち

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

第4条 地方債の補正のうち

水環境整備事業（宮田導水路地区）

雨水貯留施設整備事業

議案第20号 令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）

議案第22号 令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）

議案第23号 令和6年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

農業振興地域整備計画改定事業

第3条 地方債のうち

環境事業センター改修事業

水質保全対策事業（昭和用水地区）

橋りょう長寿命化事業

道路長寿命化事業

河川等緊急浚渫推進事業

雨水貯留施設整備事業

道路改良事業

議案第25号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

議案第28号 令和6年度江南市水道事業会計予算

議案第29号 令和6年度江南市下水道事業会計予算

行政視察報告書について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長	大 薮 豊 数 君	副委員長	須 賀 博 昭 君
委員	掛 布 まち子 君	委員	尾 関 昭 君
委員	東 猴 史 紘 君	委員	片 山 裕 之 君
委員	石 原 資 泰 君		

欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

議長	宮 地 友 治 君	議員	堀 元 君
議員	津 田 貴 史 君	議員	牧 野 行 洋 君
議員	岡 地 清 仁 君	議員	長 尾 光 春 君
議員	中 野 裕 二 君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長兼事務課長 石 黒 稔 通 君 副主幹 前 田 昌 彦 君
主任 大 池 健 之 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

経済環境部長 平 野 勝 庸 君

都市整備部長兼危機管理監 野 田 憲 一 君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長

古 田 義 幸 君

商工観光課長 石 川 晶 崇 君

商工観光課主幹 駒 田 直 人 君

商工観光課副主幹 八 橋 直 純 君

農政課長 夫 馬 靖 幸 君

農政課副主幹 岩 田 浩 和 君

環境課長 相 京 政 樹 君

環境課主幹 前 田 茂 貴 君

環境課副主幹 近 藤 祥 之 君

都市計画課長 伊 藤 達 也 君

都市計画課主幹 加 藤 考 訓 君

都市計画課副主幹 磯 部 将 人 君

都市計画課副主幹 小 島 宏 征 君

都市整備課長 鵜 飼 篤 市 君

都市整備課副主幹 山 本 健 太 郎 君

都市整備課副主幹	長谷川 悟 君
土木課長	堀 尾 道 正 君
土木課主幹	小 池 浩 司 君
土木課副主幹	柴 垣 伸 道 君
建築課長	可 児 孝 之 君
建築課副主幹	都 築 尚 樹 君
防災安全課長兼防災センター所長	菱 川 秀 之 君
防災安全課主幹	大 矢 幸 弘 君
防災安全課副主幹	瀬 川 雅 貴 君
水道部下水道課長	酒 匂 智 宏 君
水道部下水道課主幹	今 枝 寛 君
水道事業水道部水道課主幹	尾 関 高 啓 君
水道事業水道部水道課副主幹	青 山 裕 泰 君
水道事業水道部水道課副主幹	安 田 裕 一 君

○委員長　それでは、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

皆さん、改めましておはようございます。

今日、朝からテレビもラジオもこの3・11、恐らくお正月のあの能登半島の大震災がなければこれだけ大きくマスコミなどで騒ぐことはなかったんだとは思いますが、この震災があったからでしょうか、テレビもラジオも、そして新聞も、今日の中日新聞でしたが、ちょっと読んでいたら本当に読みがいがあるというか、非常に防災・減災に関する内容がたくさん記載されていました。家へ帰ってもう一回ゆっくり見てみたいなあと思っております。

さて、今回私がこの建設産業委員会委員長を仰せつかって最後の委員会になります。本当に感謝の気持ちは最後に私も申し上げたいと思っておりますが、今日が最後になります。ぜひ皆様の御協力をもって進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

特に災害に関しては、やはり今回の災害でもう色濃くそのテーマというのが分かってきたのではないかなあというふうに私は感じました。4つありますよね。水、トイレ、そして食料、さらには避難所の4つが大変大きなテーマになってきているのではないかということで、浮き彫りになってきた以上は、これについてしっかり審議するのはまさにこの建設産業委員会であり、先日の私の一般質問も皆さんお聞きいただいてお分かりのとおりですが、多くが今日ここにお座りの都市整備部長と、そして水道部長のほう、そういったところに集中するような形になってきてしまったと思っております。現実、震度7が今この時点で万が一揺すったとしたらば、もうこの2人は本当に一番重要なポイントでお仕事をしていただかなければいけない、江南市のために頑張っていたかねばならない。だからこそ、市民の皆さんに対して各課各部の皆さんの御協力も大変重要ではないかなあというふうに感じたことです。

今日のこの審議においても多くそういった内容について触れられることだとは思いますが、本日の審議を本当に中身の充実したものとしてやってまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力よろしくお願い申し上げます。

私からは以上にさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、こちらに市長がおいでいただいておりますので、市長から御挨拶をよろしくお願いします。

○市長 改めまして、おはようございます。大変お世話になっております。ありがとうございます。

去る2月22日に3月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 本日、委員会の日程ですが、付託されております議案第6号 尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部改正についてをはじめ14議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより早速議事に入らせていただきます。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言をしてくださるよう、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員長は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めるとされています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上、必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構でございます。

議案第6号 尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条

例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第6号 尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長 議案書の46ページ、令和6年議案第6号 尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

47ページをお願いいたします。

本条例の一部を改正する条例案でございます。

次に、48ページをお願いいたします。

48ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 分割納付の方について利率を定めるとあるんですけども、この分割納付の内容というのは、何分割というんですか、10分割にするとか2分割にするとか、期日はいつとか、そういった分割納付の詳しい内容はどうやって決めるようになっているんでしょうか。

○都市整備課長 こちらのほうにつきましては、今回の本条例に規定がございまして、3万円以上の徴収をする権利者の方におきまして分割ということになっておりまして、段階的に、条例の25条の別表がございまして、例えば3万円以上10万円未満の方でありますと分割の回数は2回ということになります。おおむね5万円ぐらいで段階的に分割回数というのが定められておりまして、一番回数の多い方で申し上げますと、100万円以上の方が5年以内ということで分割回数は11回ということで規定されております。

あと、時期でございますけど、年2回の分割ということになりますので、先ほど申し上げました最長の11回という方になりますと、トータルで5年の分割ということに規定はされております。

○掛布委員 そうすると、これってその期日までに、分割納付でいくよと決

めて、その方が実際の期日までにその額を納められなかった場合というのは、延滞金というかそういうのが発生する性質のものになるのでしょうか。延滞税というか延滞金の利率の割合というか、また増えるのでしょうか。

○都市整備課長　ある程度の納付期限を設けさせていただきまして、そこで納められない方につきましては、またこちらも条例の26条の延滞金ということで規定してございまして、納期限の翌日から実際に納付の日までの日数に応じて年10.75%の割合で延滞金を徴収させていただくということになります。

○掛布委員　この公示というんですか、公告があった日というのはこの令和6年度中にある予定みたいですけど、いつというのはおおよそ決まっているのでしょうか。

○都市整備課長　現在のところ、予定でございまして、令和6年9月ぐらいを目指して公告をさせていただくように進めてまいりたいと考えております。

○委員長　よろしいですか。

ほか、質問はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質問もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時40分　休　憩

午前9時41分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号　江南市手数料条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第7号 江南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 それでは、議案書の49ページをお願いいたします。

議案第7号 江南市手数料条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

はねていただきまして、50ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、51ページから64ページに新旧対照表を掲げており、新の内容は51ページから57ページまで、旧の内容は58ページから64ページまで掲げておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 今回の条例改正で新たに加わる2項、ちょっと意味が分からないので、簡単に素人でも分かるように説明をしていただけないかなあと思います。

○建築課長 今回2つは、まず1つ目が、道路の接道義務がありまして、こちらが法の適用の際に現に建物がある場合、建築基準法の43条になるんですけど、42条に規定する道路に2メートル以上接道しなくてはならないという規定があります。この規定に、法の適用をされたときにもう建物が建っている場合で、満たしていない場合については基本的には適用されないんですけど、今回この大規模改修とか大規模修繕を行う場合については、そのときにはもう遡及的に対応しなくてはいけないということなんですけど、今回の法改正で、省エネ改修を行う場合については、今の政令のほうで特定行政庁の認定が取ればその遡及適用がされないという、ただ安全上の支障がない場合という規定はありますが、そういう場合で認定が取ればその適用は必要がなくなるということです。

もう一つは、道路内制限ということで、こちらは法44条ということで、例

例えば道路内にひさしが飛び出している場合というのが、基本的にはこれも同じような形で、法の適用がされたときにはもうそういう建物が建っていて、そういう場合については基本的には既存不適格という形で適用はされないんですけど、大規模修繕を行う場合は同じように遡及適用しなくてはならないということで、そちらについては同じように政令の規定によって特定行政庁の認定が取れば遡及適用されないという形で、今回その認定事務が発生するというので手数料条例のほうで新しく新設されるという内容になっております。よろしかったでしょうか。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○尾関委員　　私はちょっと専門的なことが疎いので確認になっちゃうんですけど、省エネルギーに絡む申請のときに、その基準法の既存不適格を認めるという話なんですか。新築だと通常認められないじゃないですか。どういうふうになっていますか。

○建築課長　　省エネ改修の対応という形になるので、例えば建物で断熱の外壁改修を行う場合、大規模改修なので2分の1以上の外壁を改修する場合の適用という形になります。新築の場合は関係がないという形になります。

○尾関委員　　ということは、大規模改修だけど、省エネを目的とした大規模改修だから、そこに床面積の増減があるとかになるともうアウトになるということでもいいんですかね。

○建築課長　　新築は適用にならないんですけど、増築の場合は適用になります。増築の場合は確認申請の審査がされますので、基本的には適用されないという形になりますね。

○委員長　　よろしかったでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時46分　　休　憩

午前9時47分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第8号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを御説明させていただきますので、議案書の65ページをお願いいたします。

議案第8号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、66ページには、江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

参考といたしまして、67ページには、江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時48分 休 憩

午前9時48分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第9号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 議案第9号について御説明申し上げますので、議案書の68ページをお願いいたします。

議案第9号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

69ページには、江南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

70ページには、江南水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時50分 休 憩

午前9時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 江南市水道事業給水条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第10号 江南市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 議案第10号について御説明申し上げますので、議案書の71ページをお願いいたします。

議案第10号 江南市水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

72ページには、江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

73ページ、74ページには、江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 ちょっと直接条文の改正とは外れるかもしれないんですけど、結局水道の事業の所轄が厚生労働省から国交省に変わるということで、直接これによる江南市民への影響というか市の行政への影響というのはあるのでしょうか。

○水道事業水道部水道課主幹 来年度から所管が国土交通省に厚生労働省から変わりますけれども、直接の影響というか、移管する理由というのがやっぱり水道の基盤強化というのを、厚生労働省から、基盤強化という基本国

土交通省のほうが強いかといういろいろな知見を持っていますので、その観点から移管になっていきますので、直接は関係ないんですけども、例えば今後交付金なんかも今は厚生労働省さんからいただいているんですけども、それが国土交通省になることによって、まだ正式には決まっていらないんですけども、補助率の見直しだとかその辺も期待できるところかなというふうに考えております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 53 分　　休　憩

午前 9 時 53 分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号　市道路線の認定及び廃止について

○委員長　　続いて、議案第15号　市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長　　土木課でございます。

議案第15号について御説明申し上げますので、議案書の112ページをお願いいたします。

令和6年議案第15号　市道路線の認定及び廃止についてでございます。

議案書の113ページに認定路線調書を、114ページから118ページに認定路線位置図を、119ページに廃止路線調書を、120ページ、121ページに廃止路線位置図を掲げております。

なお、122ページは、認定・廃止の理由を掲載した参考資料となっております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　ちょっと教えてほしいんですけど、時々やっぱり認定漏れのためというのが出てきたり、あと道路不在のため廃止というのがあるんですけども、例えば小折町の部分と、あと道路不在は和田町か。これはどういったタイミングで認定漏れというのが見つかるんですか。

○土木課長　通常の業務を執行しておる中で確認ができましたので、今回提案させていただいております。

○片山委員　ということは、今後もその業務の中で見つかっていくという可能性はどんどんあるということですね。これに関しては。

○土木課長　今のところ今回の議案の中での提案なんですけど、今後また確認できましたら、引き続き適正な事務を行ってまいりたいと考えております。

○片山委員　定期的に今ちょっとおさらいみたいな感じで市内の確認をするというそういう機会はなくて、たまたまその確認をしたときに見つかったよということですか、これは。ということですかね。

○土木課長　窓口業務を行っている中での確認ができたところで、年2回このような時期に提案させていただいているものです。

○片山委員　分かりました。ちょっと私もこの辺のところ、前から不思議には思っていたものですからね。ちょっとまた詳しく深掘りしてお話ししますね。私は結構です、これで。

○掛布委員　すみません、市道認定の新設の4番と5番は宅地開発のためと書いてあるんですけども、結局宅地開発した業者がこの道を造られて、それを市に寄贈されて市道に認定するということですか。それとも市がこの道

路を買い上げる、その敷地を市が買うということなんですか。ただでもらったということですよ。

○土木課長　今おっしゃられたように、開発業者が整備して市に寄贈するという形で、その後道路認定していくという手続になります。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑は。

○石原委員　要望になりますけれども、これは議案質疑でもありましたけれども、宮後の江南岩倉線に関わる場所ですけれども、地元区からも要望が出ていると思います。宅地が建っていくとやっぱり周りの方たちはいつまでたってもこれはやられないという認識に立ってしまいますので、しっかりとそういう方のことも考慮しまして、前向きに計画していただけるように要望だけしておきます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 58 分　休　憩

午前 9 時 58 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号　令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

第3条 繰越明許費の補正のうち

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

第4条 地方債の補正のうち

水環境整備事業（宮田導水路地区）

雨水貯留施設整備事業

○委員長 続いて、議案第18号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正、第3条 繰越明許費の補正のうち、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、第4条 地方債の補正のうち、水環境整備事業（宮田導水路地区）、雨水貯留施設整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、都市整備部防災安全課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の148、149ページをお願いいたします。

中段、2款1項9目防災安全費で、説明欄の災害時対応事業で132万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、その下、防災行政無線等電源装置更新事業で589万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、その下、放置自転車対策事業で128万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足して説明することはございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて土木課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 土木課長 土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の180ページ、181ページの上段をお願いいたします。

8款2項1目の道路橋りょう費に278万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

181ページの説明欄をお願いいたします。

道路台帳整備事業につきまして201万3,000円、その下の道路整備事業（市道味岡線）につきまして77万円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市計画課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 都市計画課長 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）のうち、都市計画課所管の補正予算について御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の142ページ、143ページの下段をお願いいたします。

16款4項3目1節都市計画費交付金で300万円の減額補正をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、144ページ、145ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、都市計画課分として江南市生活交通バス路線維持費補助金返還金133万8,000円の増額補正をお願いするものでございま

す。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、182ページ、183ページの最上段をお願いいたします。

8款4項1目都市計画費、183ページ、説明欄、バス関連事業で5,654万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、184ページ、185ページの上段をお願いいたします。

8款4項3目公園緑地費、185ページ、説明欄、緑化推進事業で300万円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　183ページの名鉄バスの補助金の件ですけれども、この前お話を聞いたときは、補助金の割合が令和4年度が43%で令和5年度が40%というふうに私、記憶しているんですけど、それは間違いないですね。

ということで、令和5年度というのが、これ実績でしたっけ。これは実績ですよ。令和5年度は見込みも入っているのかな。

○都市計画課長　こちらの期間のほうですが、今年度の令和5年度分としましては令和4年10月から令和5年9月までというふうになる。

○片山委員　そうか、そういうことか。それなら実績でいいんですね。

○都市計画課長　はい。

○片山委員　ということは、ほぼ令和5年度というのがもうコロナが半分以上終わっている状態じゃないですか。ということは、今後もじゃあこういった補助金の金額でずうっと推移していく可能性はあるということですよ。コロナ中ってなかなかね、ちょっと皆さんバスに乗らないとかいろいろあって補助金が増えたじゃないですか。なかなか元に戻らないという感じですよ。

○都市計画課長　こちらのほう、議案質疑でも説明させていただきましたが、令和元年度の時点での補助の割合としては18%で、その後コロナ禍の中で補助をする割合が40%から46%、43%上がって、今年度、令和5年度に当たっ

ては40%というふうになんて下がってきたとは思われますが、さすがにこちらのほうは18%台まで下がる見込みは非常に低いのではないかなというふうに考えております。

○片山委員　　これ以上いくと議案質疑になっちゃうんで止めておきますけれども、ちょっと心配だなあと思っています。以上です。

○委員長　　ほかに質疑は。

○掛布委員　　すみません、今のところなんですけれども、江南病院線と江南団地線というふうに2つに分けて補助の交付金額が算出されているんですけれども、これでいう江南団地線というのは、古知野高校前経由で行く江南団地A線とヴィアモール前経由で行く江南団地B線と、それとヴィアモール前経由で江南団地から江南厚生病院まで行く江南団地E線の3つが合わさった額だと思うんですけれども、それぞれのA線、B線、E線の補助額というのは分かりますか。

○都市計画課長　　すみません、今の手持ちの資料としてはちょっと区分けのほうを持ち合わせていない状況でございます。

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時08分　　休　　憩

午前10時09分　　開　　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を始めます。

○都市計画課長　　計算させていただきますので、後ほど御報告させていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　　それでは、各委員への配付をお願いします。

○掛布委員　　すみません、それでこの場合、江南団地E線というのが、要するに江南団地から江南厚生病院じゃなくて、江南駅発ヴィアモール前を通過して江南団地まで行ってさらに江南厚生病院に行って、その長いルート全体をE線とっていると思うんですけれども、今いろいろ、乗らないんじゃないかという問題になっていて、ちょっとこのまま存続が危ぶまれているような予感もする江南団地から江南厚生病院の区間だけに限って、どういう乗降割合であるとか、その部分について生じる補助金は幾らとか、そういう算出というのはされているのでしょうか。

- 都市計画課長　　すみません。今ちょっとすぐに手持ちの資料がないものですから、また後ほど御報告させていただきます。
- 委員長　　それでは、後ほど資料をまた御提出お願いいたします。
- 掛布委員　　すみません、要するに補助額がいつときは本当に少なく、1,000万円も行かなかった、たまたま偶然が重なってそういう時期もあったんですけれども、コロナ禍が終わっても補助額が結構5,000万円台あるという、いわゆる補助が増えてきた原因というのは、乗客が十分戻っていないというのももちろんあるんですけれども、費用の部分ですね。燃料費が上がっているとか人件費が上がっているとか、その部分はかなり大きいと思うんですけれども、率直に言って、この補助額が増えている大きな要因というのはどう考えればよろしいのでしょうか。
- 都市計画課長　　掛布委員の言われる経費のほうでも当然上がっているところはございます。こちらのほうも経常費用としましては、全体で5,000万円台、トータルしますと1億3,000万円から1億4,000万円という形で経常費用がかかっているところでございます。そちらのほうで大きく燃料費とか人件費等の影響もあるかと思いますが、それに収益のほうやはり著しく下がっているというところでございますので、やはりこちらのほう、乗られていないというところが一番大きな要因かと思われまますので、よろしくお願いいたします。
- 須賀委員　　今の問題で大分赤字も定着してきたようなことになっていると思うんですけれども、例えば今後、減便したりとか路線の廃止をしたりとか、今、例えばそういうようなことを検討されておるようなことはございますでしょうか。
- 都市計画課長　　現状としましては、先ほどもお話のありました江南団地E線というところの、非常にこちらのほうの乗り合い率が悪いというところがございますので、こちらのほう当初予算にもちょっと計上させていただいておるんですけれども、来年度の検討部会を開催しまして、こちらの北側のほうを含めて木曽川線の減便と合わせた形での検討を始めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　その江南団地E線というののいわゆる1便当たり何人乗っているかというのを、ちょうど広報「こうなん」の3月号ですか、最初のところに掲載されているんですけども、結構ほかと変わらないぐらい、1便当たり5人、6人、7人でしたか、いいかげんなことを言うてはいけませんけれども乗っているのです、1便当たり5人乗れば十分とは言えませんがかなりのものだと思うので、乗っているところが問題なのかもしれないですけど、ヴィアモール前まで乗っているのか、江南団地から江南厚生病院のほうに乗っていないけれどもヴィアモール前のところで乗っているのか全体としては乗っていることに見えているのか、その辺の分析がやっぱりちゃんとお聞きしたいわけなんですけど。

[発言する者あり]

○委員長　暫時休憩します。

午前10時15分　休　憩

午前10時17分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。

○都市計画課長　こちらの江南団地E線に関しましては、1人当たりの単価のほうで、令和5年度分に関してはちょっとまだ費用的なものは出ておりませんが、一番ほかの路線と比べて1人当たりの経費のほうがかかっているというところで見直しの対象として考えているものでございますので、よろしくお願いたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員　185ページの申請がゼロで、全額減額されてなくなってしまった江南市都市緑化推進事業費補助金という、これは10分の10で全額県から補助金が来る事業で、使ってどんどん緑化をしないと本当にもったいないのに、なぜ申請がゼロだったのか。本当にもったいない話で、PR不足なのか制度が合っていないのか、自分の持ち出しがかなり必要なもので、100%補助ではないのでそのところが問題だったのか、ちょっとどう分析されているのかなというのをお聞きしたいです。

○都市計画課長　令和5年度分としては実績はございませんでした。令和4年、3年というふうには比べますと、2件、3件というようなところで申込み

はございましたので、私たちのほうもPRは行っている状況ではございますが、こちらのほうは実績がなかったということでございましたので、令和6年度以降はもう少しPRのほうを積極的に展開してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　よろしいですか。

それでは、ほか質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、続いて都市整備課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長　　都市整備課所管の補正予算につきまして御説明させていただきます。

議案書134ページ、第3表 繰越明許費補正といたしまして、3段目、8款4項都市計画費、布袋駅付近鉄道高架化整備事業を掲げております。

続きまして、歳入でございます。

142ページ、143ページ、中段の16款2項6目3節都市計画費補助金に18万円減の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

182ページ、183ページの中段、8款4項2目都市整備費は184ページ、185ページ上段まででございます。補正予算額6,848万円の減額と財源更正及び繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　すみません、183ページの布袋駅付近鉄道高架化整備事業の中にある、減額されている事業損失調査等負担金という、これは令和6年も続けてやることになって、やるといっても県がやるのを市が全額負担するという、そういう内容なんでしょうか。もうちょっと詳しく、どういうものなのかというのを説明していただきたいと思います。

○都市整備課長　こちらの事業損失調査等負担金でございますが、事業を行ったことによりまして近隣の権利者の方に影響を及ぼしたことに対する調査等の内容になります。

こちらの調査等の委託につきましては県のほうで行っております、こちらの江南市の負担金でございますけれども、こちらのほうは今までの鉄道高架化事業と同じ割合で、県のほうが73.5%で市のほうが26.5%という負担割合で進めているものでございます。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて経済環境部環境課について審査を行います。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　それでは、環境課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

初めに歳入でございますが、議案書の140、141ページの中段をお願いいたします。

15款4項2目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金の環境課分と、その下2節清掃費交付金、少し飛びまして144、145ページの上段、18款1項3目衛生費寄附金、1節清掃費寄附金でございます。

次に、歳出について説明申し上げますので、168、169ページの下段をお願いいたします。

4款1項2目環境保全費の温暖化防止事業、住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業（新型コロナウイルス感染症対策）につきましては、不用額となる省エネ冷蔵庫等買換補助金など2万2,000円の減額、次に170、171ページの最上段、指定ごみ袋管理事業につきましては、不用額となる消耗品費、市指定ごみ袋作成費501万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、その下、リサイクルステーション運営事業につきましては、特定財源といたしまして企業版ふるさと寄附金15万7,000円を充当することから、財源更正を行うものでございます。

次に、その下、浄化槽設置整備事業につきましては、不用額となる浄化槽設置整備事業補助金129万3,000円の減額をお願いするものでございます。

なお、特定財源といたしまして国庫交付金が558万7,000円減額となりましたので、歳入予算に計上しております。

次に、その下、愛北広域事務組合関係事業及びその下、江南丹羽環境管理組合関係事業、さらに172ページ、173ページ上段の尾張北部環境組合関係事業は、各組合の負担金等の精算に伴い予算を整理するものでございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員　171ページの浄化槽の設置整備事業についてですけれども、129万3,000円のマイナスがありますけれども、多分これは何人槽っていろいろあるので、その中で多分あまり使われないところが残ったんだと思いますけれども、今年度の実績とその理由を教えてください。

○環境課長　こちらの補助金につきましては、今委員おっしゃっていただいたとおり予算と実績の差異が出たものでございまして、各人槽ごとの補助実績で申し上げますと、5人槽が予算24基に対して実績が20基、7人槽が予算19基に対して実績25基、そして10人槽の予算が4基に対して実績が2基ということで、一番補助額の大きい10人槽の実績の見込みが半分であったことなどから執行残が出たということでございます。

○石原委員　結構です。ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて商工観光課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いたします。

○商工観光課長　それでは、商工観光課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明させていただきますので、議案書の140ページ、141ページの下段をお願いたします。

15款4項6目1節労働費交付金、そしてその下、15款4項7目1節商工費交付金でございます。

次に、歳出について御説明させていただきますので、議案書174ページ、175ページの中段をお願いいたします。

5款1項1目労働費で72万6,000円の減額と財源更正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、175ページの説明欄、すいとぴあ江南維持運営事業で72万6,000円の減額と、その下、すいとぴあ江南指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）で財源更正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、178ページ、179ページの最上段をお願いいたします。

7款1項1目商工費で5,926万1,000円の減額と財源更正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、179ページの説明欄、創業支援事業で80万円の減額を、その下、江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業で5,727万3,000円の減額と財源更正を、その下、商工業補助事業で118万8,000円の減額を、その下、江南市キャッシュレス決済ポイント還元事業で財源更正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　179ページの中小企業等のエネルギー価格高騰対策支援金なんですけれども、この金額が大分5,700万円のマイナスというのは、もともと見込みが9,300万円を出していたのが実際3,500万円しか使わなかったということですよ。極端な話。これ電気代のあれですよ、たしかね、でしたよね。

○商工観光課長　電気代を含めエネルギーの使用料ということで、ガソリンですとか重油の使用料で、その高騰に対しての支援金をお支払いするものでございます。

○片山委員　見込みよりも大分少なかった理由って分かりますか。

○商工観光課長　こちらに関しましては議案質疑にも少し御質問をいただきましたけれども、明確な理由については残念ながら把握はできておりませんが、一部市内の景況調査等を行った際のヒアリングで、この事業についての御説明をさせていただいた際に、知らなかったという御意見もいただいたことから、やはり少し周知のほうに至らなかったのではないかというふうには考えております。

○片山委員　やっぱり周知というところもあったのかもしれないんで、ちょっと反省を糧にして、次回ぜひこういうことがあったらよろしく願います。以上です。

○尾関委員　今の片山委員と同じ項目ですね。中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業についてです。

議案質疑でも今の答弁でも、周知不足という話が出ましたけれども、それ以外の理由があるんですけれども、お答えください。それ以外の明確な理由が1つあります。

○商工観光課長　こちらのほうでは特に把握はしていません。

○尾関委員　私、複数の税理士から相談を受けまして、難し過ぎます。申請が。申請内容が難し過ぎる。電気代もしくはガス代等の支払い実績まで求めたんですね。その支払い実績を得るために、例えば中部電力だとネット上でまず支払い実績をお願いして出してほしいという、中部電力から個人情報の開示に対する覚書みたいな書類を文書で出せと言ってくるんです。それを出すと次に本登録になりますとあって、1週間、2週間かけて引き落とされましたよという口座が出てくるんですよ。中部電力もそうだったし携帯電話系の電力会社とかもみんな同じ動きでして、複数の税理士から、例えば確定申告の光熱水費のところに金額が入っているのに、国はそれで税金を定めて根拠にしているのに、なぜ江南市はその一々細かいことを掘り下げてそこを求めてくるんだと。究極その1万円、3万円、5万円でしたよね。今回。1万円は書類なしで1万円給付される。だけど3万円、5万円というのはそれなりの書類が必要だと。必要なときに事業主が社労士とか税理士にその仕事を頼むと、その金額を上回る請求が来る。そうするともうお願いする意味がないからやめておくわという声が複数出ました。

江南市の事業所登録って大体2,600者ぐらいだと見ているので、2,200件を見込んでいたというのは、8割ぐらいの人に申請してもらいたかったんです。実際約800件の実績ということは、もちろん周知不足というところが一番出てくるとは思ったんですけど、私の知る限り、私個人が100件以上アナウンスしていますんで、この件を個人事業主とか法人に。行政と別にね。個人的にこういう制度があるんで使ってくださいと言っても、面倒くさいからとか複雑過ぎるからといって辞退されているんですよ。これ、たしか7月から受付して11月末までだから、4か月か5か月の受付期間があって、9,300万円も予算を見ているんです。

一方、課は違いますけれども、環境課で冷蔵庫で600万円か何かで、最初の10日間ぐらいでもう締め切っちゃって、オーバーフローしたわけですね。もうバランスが崩れておるんです。

そもそもお金ばらまくという言い方は失礼ですけども、お金を用意できているのに有効に使われていなくて、結果的にこの5,700万円余ったことは決して僕はいいことだと思わないので、その辺り、今後こういう事業ないかもしれないですけど、多分、こういう事業があるのであれば、もう少し交付に当たるプロセスをプロの方に助言を求めて、どうすると簡単に申請ができるか。結局複雑に申請すればするほど、皆様方の審査のする手間がかかって結局仕事増やしていることになると思うんで、もっと公的な書類をベースにして、僕は税理士から確定申告がいいよって、あそこに金額入っているんだしって。ただ、その代わりハードルを上げてもいいと思うんですよ。その金額が今回10万円に対して3万円、30万円に対して5万円だったかな。何かそんなふうに交付額を決めていましたけれども、その辺りのバランスがちょっと今回明らかに欠けていたから、こういう結果になったのかなあという気がしますので、今後あるのであれば、ちょっとその部分考えてほしいんです。要望も含め。

○商工観光課長　先ほど御指摘いただきました申告書の光熱費があればという話ですが、そちらのほうでもこちら受付はしておったのですが、ちょっと詳細をまた出してくれという形で御理解いただいていたということであれば、その部分も含めてちょっとこちらの周知の仕方がうまく伝わっていなか

ったのかもしれないということもありますので、今できるだけ簡単な申請ができるようにというお話でしたので、そういった周知の仕方も含めて、今後実施する際にはよく検討させていただきたいと思います。

○委員長　よろしかったでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　同じページの最下段にあるキャッシュレス決済ポイント還元事業で、財源更正でいって、国の交付金を1億899万5,000円充てて一般財源と入れ替えるということなんですけれども、別途資料を見ると、この事業費全体が、交付金は1億899万円なんですけど、事業費として使ったのが1億5,000万円というのがありました。だからキャッシュレス決済で皆さん慣れてこられた方は慣れて、全然使えないままの方は使えないんですけれども、市外の方もどんどん3種類の、P a y P a y だけじゃなくていろいろ使いこなして、すごい勢いで1億5,000万円事業費として使ったんですけれども、その陰で交付金が1億899万円しか充てられなくて、一般財源をここに4,000万円も結局投入してしまったという結果なんで、本当に4,000万円も一般財源を最初から投入するつもりでこの事業というのは組み立てられていたんだらうか。もったいないなあって。市内の方じゃない人にもどんどん恩恵がいったわけですので、この事業の最初の想定として一般財源を幾ら投入するつもりで組み立てられていたのかなということをお聞きしたいです。

○商工観光課長　当初の段階で一般交付金をどのぐらい充当を予定していたかということをございますけれども、当初の段階では交付金の総額のほうそれぞれの事業に応じて充当するということでしたので、個別の事業で幾らを想定していたかというものは、担当課のほうでは特に予定はしておりませんでした。

今回、キャッシュレス決済、事業が終わった段階ではございますが、その事業はまだ確定値はできていない状態でございますが、この見込みで交付金のほうの充当の割り振りがされているものというふうに考えております。

○掛布委員　結局1か月という期限がありましたので、これぐらいかなあとというのはあったかもしれませんが、蓋を開けてみると思いのほかすごい事業費に膨れ上がっていくということだったので、もう少し、本当に1億

5,000万円全額交付金で出るんだったら、そりゃあ交付金 came からどんどんやれなんですけど、蓋を開けたら、いや、3分の1は一般財源だったということになると、何て言う制度設計になっておるんだらうなあということになりますので、今度からもうちょっと慎重にお願いしたいなと思います。

○委員長 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○農政課長 議案第18号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）のうち、農政課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入につきまして御説明させていただきますので、議案書の142、143ページの下段をお願いいたします。

16款4項2目1節農業費交付金でございます。

次に、144、145ページの中段やや下をお願いいたします。

22款1項2目1節農業債でございます。

続きまして、歳出を御説明させていただきますので、176ページ、177ページの最上段をお願いいたします。

6款1項1目農業費で1,305万7,000円の減額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、177ページの説明欄、農業振興事業で50万円の減額を、その下、宮田導水路上部整備事業で1,250万円の減額を、その下、県営たん水防除事業（新大江地区）負担事業で238万5,000円の増額を、その下、親水・景観保全事業で244万2,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これにて一旦休憩に入ります。
暫時休憩いたします。

午前10時42分 休 憩

午前10時54分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議に入ります。

続いて、水道部水道課について審査を行います。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 令和5年度一般会計補正予算（第9号）のうち、水道課所管の補正予算について御説明をさせていただきます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の140ページ、141ページの中段をお願いいたします。

15款4項2目3節上水道費交付金1億2,870万円の補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、141ページの説明欄をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,158万2,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,711万8,000円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、議案書の172ページ、173ページをお願いいたします。

4款3項1目上水道費79万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

水道料金減額協力金交付事業は、32万9,000円を減額するものでございます。水道料金減額協力金は、水道料金の負担軽減策として、水道料金のうち基本料金の免除を行う独立行政法人都市再生機構中部支社に対し交付するものでございます。

その下、水道事業会計繰出事業（新型コロナウイルス感染症対策）は27万円を減額するものでございます。

175ページ、説明欄をお願いいたします。

水道事業会計繰出事業（物価高騰対策）は19万7,000円を減額するもので

ございます。

詳細につきましては、議案第21号 令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）で説明をさせていただきます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、続いて下水道課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 議案第18号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）のうち、水道部下水道課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきますので、議案書の134ページをお願いいたします。

第2表の継続費補正として、雨水貯留施設整備事業を掲げております。

135ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正として、雨水貯留施設整備事業を掲げております。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、議案書の144ページ、145ページの下段をお願いいたします。

22款1項3目土木債、2節河川債、説明欄の雨水貯留施設整備事業債で20万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが議案書の180ページ、181ページの中段をお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。

1目の河川費に158万4,000円の減額補正と財源更正、継続費の年割額の変更をお願いするものでございます。

内容につきましては右側説明欄を御覧いただきますよう、よろしくお願いたします。

ページをはねていただきまして、議案書の184ページ、185ページの中段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

内容につきましては右側説明欄を御覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として918万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど議案第22号 令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）で御説明させていただきます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時59分 休 憩

午前11時01分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

ただいま、お手元のほうに資料配付がございました。

この配付資料についての質問を受け付けいたします。

質疑はございませんか。

○掛布委員 ありがとうございます。やはりお尋ねしてみるものだなと思います。

問題の江南団地E線の補助額が389万8,000円という意外にも少ない額で、例えばこれをなくしたとしても浮く金額はこれだけありますので、それよりも、先ほどちょっとお話ししていたんですけど、当初できたときは1日10便あったのが5便になり、さらに今3便とかいう話で。3便ではないですか。5便のまま。失礼しました。

ただ、お聞きするのは、やはり行きは行くけど帰りに乗ってくる便がないんだ、だからいこまいCARで帰るとか、予約していなければ駄目ですけど普通のタクシーで帰るとか、ぐるっと大回りをして別の路線で帰るとかとい

うことになりますので、やはり先ほど言った江南団地から江南厚生病院まで幾らの補助額が生じているかということも出れば、利用実態も出れば、それも含めてまた明らかにした上での議論をしていただきたいと要望しておきます。

○都市計画課長　こちらの資料のほうで、先ほど江南団地E線が補助額が少ないということなんですが、こちらのほう、やはりほかの便と比べまして便数が5便という形で、少ない形によってこちらの補助の申請も少ない状況でございます。

まだ、こちらのほうのE線を廃止するかそういった議論はちょっと今後の課題となりますのでこの場でお答えすることはできませんが、この団地のE線も含めた形で、こちらの路線を含めた形で新しい公共交通のやり方を考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

したがいまして、こちらのほうの割合的な話で申し上げますと、こちらのほうの1人当たりの、先ほども申し上げましたが運送単価が高いというところでございますので、そういったところを視野に入れまして、皆さんが乗っていただけるような公共交通を考えてまいりたいというふうに考えております。

あわせましてもう一つ、こちらのほうですが、江南団地E線の各停留所の乗降客数のほうに関しましては、ちょっとうちのほうのデータの持ち合わせがございませんでした。ただし、江南団地E線、令和4年ですと1万6,037人の利用者がございました。

まだ、こちらのほうも正確な数字ではございませんが、令和5年度の江南団地E線の利用者数は1万6,170人ということで、やはりコロナ禍から少し復活しているような状況ではございますが、やはりほかの路線と同様、一度マイカーにシフトされたというような状況から、なかなかコロナ禍前までの状況には戻っていないような状況でございます。今年度も私たちの職員で乗降客調査をさせていただいたところ、1便当たり5名程度が乗車されているような状況でございましたので、またこちらの各停留所のほうの実態調査を引き続き行いまして、来年度の地域公共交通の部会のほうでも検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思

います。

○委員長 ほか、質疑はございませんか。

暫時休憩します。

午前11時05分 休 憩

午前11時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第20号 令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 議案書の209ページ、令和6年議案第20号 令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

210ページ、211ページに第1表 歳入歳出予算補正を、212ページ、213ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

214ページ、215ページ上段、歳入といたしまして、3款1項1目一般会計繰入金でございます。

歳出といたしまして、中段、2款1項1目土地区画整理事業費で歳入歳出それぞれ452万1,000円の減額をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしく御願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時08分　休　憩

午前11時08分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号　令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）

○委員長　続いて、議案第21号　令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　それでは、議案書の217ページをお願いいたします。

議案第21号　令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、217ページに収益的収入及び支出の補正予定額、債務負担行為の補正予定額、他会計からの補助金の補正予定額を、218ページには継続費の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明といたしまして、219ページから223ページに補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を掲げております。

224ページ、225ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項1目給水収益から2項2目他会計補助金を掲げております。

収益的支出につきましては、1款1項4目業務費から226ページ、227ページの2項2目消費税及び地方消費税を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 218ページに継続費の補正が上がっている水道料金改定検討事業ということで、令和5年度、令和6年度、2か年で水道料金を値上げする計画をつくるということで、経営審議会に尾関委員も入ってみえるんですけど、三輪議員から聞いたところによると、もう既に今年度中の3回目の審議会で、案の中からこの案でいくぞというのがほぼ決まっているという、10%値上げですか、という話であるならば、令和6年度は何をするのかなあと。継続費として令和6年度上がっているわけなんですけれども、何をやっていくのでしょうか。

○水道事業水道部水道課主幹 今年度から料金改定ということで経営審議会のほうで審議していただいております。

まだ令和5年度では、一応事務局案ということでいろんなパターンを出させていただいて、要は料金で補うのか、起債で補うのか、それかその両方いいとこ取りというか平均を取っていくのかというのをお示しさせていただいた段階です。

来年度市長への答申を予定しておりますので、まだあと2回やって答申ということになりまして、その後議会のほうへ事前に説明させていただいて、議案のほうを上げさせていただくということで、まだ途中でございます。

○掛布委員 ただ、その1案、2案、3案の中の意見聴取で、ほぼ折衷案みたいなのに固まりそうという感じで終わっているという話を聞いております。

令和6年あと2回この検討事業をやるよということですがけれども、その段階でもう一回、いわゆる練り直して改めるというか、根本的にシミュレーシ

ョンし直して1、2、3以外の案を考えると、そういうことまではしなくて、このうちのどれかで決着するかという、そういう内容なんでしょうか。

○水道事業水道部水道課主幹 経営審議会のほうでは、ある意味、経営審議会としての答申をいただくという形ですので、資料のほうは当然事務局側で用意しているんですけども、最終的に経営審議会で何%と出していくのは経営審議会のほうでの回答ということになってきますので、その回答を受けて今度は我々というか水道事業のほうで何%でという最終的な決定をもって議案のほうを上げさせていただくという形になっていくと思いますので、まだ次回の新年度の経営審議会ですらどういった答申案が出てくるかというのは、その結果を見ないとちょっと何とも言えないところではあります。

○掛布委員 ちょっと要望を言いたいですけれども、水道は水道でだんだん厳しくなっているのは確かで、基幹管路の更新という大仕事があるので、それで値上げしないといけないということで、まだ本当に5年に1回ずつ値上げということになっているんですけども、やはり審議会の中でも出たと思うんですけども、減価償却の期間と起債を返済する期間がずれているので、減価償却費がどんどん足らなくなってくるんですよ。だから、それを補うためにもっと起債を起こしていくとか、下水道でやっているような、差額を補うための起債ですか、それを水道でもやっていく必要があると思うので、そしてもう本当に40年以上耐用年数があるのを、今の世代に負担をかけて払っちゃうんじゃないかと、もっと長い目で払っていけるように、もっと緩やかな料金改定というのをぜひ検討し直していただきたいと要望しておきます。

○委員長 要望でいいですか。

○掛布委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○須賀委員 今、掛布委員さんが起債をもっと使ってやっていったらどうだという要望がありましたですけど、私は起債を借りてやっていくというのは将来のツケの先送りにしかすぎないと思うもので、だからきちっとやっぱり料金は徴収して、ぜひともやっていただきたいというふうに私は思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休 憩

午前11時16分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）

○委員長 続いて、議案第22号 令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 議案第22号 令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明させていただきますので、議案書の229ページをお願いいたします。

補正予算といたしまして、229ページから230ページに業務の予定量の補正予定額、収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、企業債の補正予定額、他会計からの補助金の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、232ページから237ページにかけて、補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を掲げております。

はねていただきまして、238ページ、239ページの補正予算の事項別明細書

をお願いいたします。

収益的収入につきましては、上段の1款1項2目他会計負担金から、最下段の2項5目消費税及び地方消費税還付金までを掲げております。

はねていただきまして、240ページ、241ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項2目雨水施設費から、最下段の2項1目支払利息及び企業債取扱諸費までを掲げております。

はねていただきまして、242ページ、243ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款1項1目企業債から3項1目他会計負担金までを掲げております。

はねていただきまして、244ページ、245ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、上段の1款1項1目污水管きよ整備費から、246ページ、247ページ下段の2目雨水施設整備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 241ページにあります内水浸水想定区域図整備事業の契約が終わりということで減額補正になっているんですけども、この雨水管渠の現況調査は終わって、来年度、内水浸水想定区域図をつくる、そういうことで進んでいるということよろしいですか。

○水道部下水道課長 今年度雨水関係のほうの把握を終わりました、令和6年度、令和7年度で内水想定浸水区域図を策定してまいります。

○掛布委員 ということでやると、雨水管渠の現況調査が終わったということで、現在までどんな問題点として把握ができたということなんでしょうか。

○水道部下水道課長 雨水管渠現況調査委託につきましては、江南市に張り巡らされている排水管の現況調査を行ったもので、問題点等につきましては、令和6年度、令和7年度の委託の中でもし見つければと考えております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休 憩

午前11時22分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和6年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

農業振興地域整備計画改定事業

第3条 地方債のうち

環境事業センター改修事業

水質保全対策事業（昭和用水地区）

橋りょう長寿命化事業

道路長寿命化事業

河川等緊急浚渫推進事業

雨水貯留施設整備事業

道路改良事業

○委員長 続いて、議案第23号 令和6年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出の予算のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費のうち、農業振興地域整備計画改定事業、第3条 地方債のうち、環境事業センター改修事業、水質保全対策事業（昭和用水地区）、橋りょう長寿命化事業、道路長寿命化事業、河川等緊急浚渫推進事業、雨水貯留施設整備事業、道路改良事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、経済環境部商工観光課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長 それでは、議案第23号 令和6年度江南市一般会計予算のうち、商工観光課及び組織再編に伴い企業誘致推進課の所管となる予算につきまして御説明を申し上げます。

令和6年度一般会計予算書及び予算説明書を御覧ください。

初めに、歳入でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

最下段から31ページ最上段にかけて、14款1項4目1節労働使用料でございます。

次に60ページ、61ページをお願いいたします。

最下段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち、説明欄の企業誘致推進課分、江南市新工場用地整備事業基金利子でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

下段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、説明欄の商工観光課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段、21款3項1目1節貸付金元利収入でございます。

次に、66、67ページをお願いいたします。

最下段、21款5項2目11節雑入のうち、説明欄、商工観光課分、PRグッズ売捌収入ほか2項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

288ページ、289ページの中段をお願いいたします。

5款1項1目労働費、所管は商工観光課でございます。

説明欄の就業相談等運営事業から291ページの下段、すいとびあ江南施設整備等事業まででございます。

はねていただきまして、304ページ、305ページの中段をお願いいたします。

7款1項1目商工費、所管は商工観光課でございます。

説明欄の人件費から、309ページの最下段から311ページ上段にかけて、シティプロモーション事業まででございます。

次に、310ページ、311ページの中段をお願いいたします。

7款1項2目企業誘致推進費、所管は企業誘致推進課でございます。

説明欄の人件費から313ページの中段、新工業用地整備事業基金管理事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　310、311ページから企業誘致推進費ということで、再編に伴って課になるんですね、これ。課になるという。これは人件費が計上されているんですけど、意外に少ないんですけれども、これって何人分の人件費がここに計上されているんでしょう。正規職員でいくと。

○商工観光課長　まだ課が設立する前ですので、内訳についてはちょっとまだ未定でございますが、3人工相当だというふうに聞いております。

○委員長　よろしいですか。

○掛布委員　ちょっと勘違いをして、また課ができれば異動で増える可能性もあるので、今の商工観光課の方のうち、こちらにカウントできる方はこれだけという予算計上でしたね。すみません、ちょっと誤解がありました。失礼しました。

○商工観光課長　現在の商工観光課で企業誘致のほうに携わっている職員として、今のところ3人工で作業のほうで進めさせていただいておるところでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほか。

○尾関委員 市民花火大会補助事業1,560万円で、当初どおり実行委員会から、説明欄の備考にも書いてあるとおり、警備費とかの増大による支援増ということで予算計上していただいているんですけども、実際この花火大会に例えば70周年の冠をつけるとか、もしつけるんだったら、その70周年の花火大会としてのまた別予算が存在するのかなというのとはどんな感じなのでしょう。

○商工観光課長 今回計上させていただいております1,560万円でございますが、こちらにつきましては例年1,000万円の予算をつけさせていただいておりますが、これに対し物価高騰分、また警備員の増額分で250万円、そして70周年事業として事業を御計画と要望書をいただいておりますので、この70周年事業分で310万円、合計560万円分を加算させていただいたものでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○農政課長 議案第23号 令和6年度江南市一般会計予算のうち、農政課が所管する予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

36、37ページの中段やや上をお願いいたします。

14款2項4目1節農業手数料でございます。

次に、54、55ページの中段やや下をお願いいたします。

16款2項4目1節農業費補助金でございます。

次に、58、59ページの上段をお願いいたします。

16款3項4目1節農業費委託金でございます。

その下、中段の16款4項2目1節農業費交付金でございます。

次に、60、61ページの最下段をお願いいたします。

17款 1項 2目 1節 利子及び配当金のうち、説明欄、農政課分、江南市森林環境譲与税基金利子でございます。

次に、64、65ページの下段をお願いいたします。

21款 4項 2目 1節 農業費受託事業収入でございます。

次に、66、67ページの最下段をお願いいたします。

21款 5項 2目 11節 雑入のうち、説明欄、農政課分、農業者年金及び離農給付金支給業務代でございます。

次に、72、73ページの上段をお願いいたします。

22款 1項 4目 1節 農業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

292、293ページをお願いいたします。

最上段の6款 1項 1目 農業費につきましては、293ページの説明欄、人件費等から、はねていただきまして302、303ページの最下段、昭和用排水土地改良区支援事業まででございます。

次に、304、305ページをお願いいたします。

最上段の6款 2項 1目 林業費でございます。

なお、別冊の令和6年度江南市当初予算説明資料の24ページから33ページにかけて、県営水質保全対策事業負担事業などの位置図を掲げてございますので、御参照いただきたく存じます。

また、第2条の継続費につきましては、予算書14ページに第2表 継続費を、第3条の地方債につきましては予算書15ページに第3表 地方債を掲げてございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○掛布委員 すみません、1つは、予算書の295ページの下の方にあります農業振興地域整備計画改定事業ということで、地域整備計画をつくるという、何かちょっと今までとは違うことをやるようなことが書いてあるわけなんですけれども、この整備計画というのはどのようなもので、それによって農業的土地利用を行う区域の明確化と書いてあるんですけれども、今でも農

業振興地域というのは存在していて明確化されているのではないかと思うので、ちょっとこの整備計画の見直しの内容がよく分からないんですけど、説明していただけないでしょうか。

○農政課長　今でも農業振興地域の除外のほうは年4回受付しております、それで適宜行っておりますが、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、おおむね5年ごとに基礎調査を実施し、社会情勢の変化に適応できるよう、2か年かけまして農業振興地域整備計画の見直しを行うものとなっております。

これを受けまして、今回、大規模な開発事業ですとか一定の条件を満たす場合には行政案件として農業振興地域の除外が可能であるため、農業振興農用地の区域の見直しを行い、整備計画を作成するものでございます。

○掛布委員　そうすると、その農業的土地利用を行う区域をきちんと、これ以上農業振興地域の指定を外れていかないように歯止めをかけるというよりは、行政の都合で簡単にとってはあれですけども、農業振興地域の除外が可能になるように道を開くという意味づけもあるということなんですか。

○農政課長　道を開くというよりは、先ほど御説明しました、例えば大規模事業が見込まれているところはもうこの時点で農業振興地域の指定を外したり、集落介在地ですと、住宅、店舗、道路等の集落施設に介在しており、地域の平均的環境規模以下の小規模な農用地が今飛び地であるような場合につきましては、これを機に、そのルールに基づきましてそういったものを農業振興地域の除外して整理していくというものでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

○片山委員　293ページの担い手育成支援事業、下段のほうですよ。1,350万円なんですけれども、農業人材力強化総合支援事業費補助金ですね。ちょっと私も聞き逃しちゃったのかもしれないですが、これ何人分になるのかな。1人150万円の計算なら9人分という形になるんですけど、これで合っていますかね。

○農政課長　　こちらのほうは3つの補助事業が入っております、まず経営開始型というものは令和3年度までに採択された新規就農者の方に年間最大で150万円の支援を行っているものでございまして、この150万円の支援を来年度予算上げているのが3名。ただ、年度途中でもうその期限が切れてしまう方が3名、合わせて6名で675万円を上げております。

　　続きまして、経営開始資金といたしまして、こちらは令和4年度から新規就農者となられた方とございまして、こちらのほうは年間150万円の支援を2名、合計300万円計上しております。

　　もう一つですけれども、経営発展支援事業といたしまして、こちらは資材・農機具等の購入資金の支援といたしまして、金融機関から融資を受けられた金額の4分の3の金額を補助金として交付するもので、こちらは1名で375万円の予算を計上しております。

○片山委員　　じゃあ、トータル合計9名は合っているんですけど、計算方法が違う、種類が違うということですね。

○農政課長　　そのとおりでございます。

○片山委員　　分かりました。以上です。

○掛布委員　　301ページ中ほどにあります宮田導水路上部整備事業の中に、委託料として測量設計委託料というのがあります。説明資料を眺めていたら、説明資料の29ページに場所があるんですけども、いわゆるすいとぴあの隣から下って行って小鹿橋のところまで測量設計委託とあります。

　　もう出来上がって、これ以上何を、今から測量設計して何をするのかなあという、ちょっと分からないので説明していただきたいと思います。

○農政課長　　こちらの設計委託でございますけれども、宮田導水路の管理用道路としては市のほうで整備をしております、この管理用道路に対する設計委託として計上しております。

○掛布委員　　管理用道路はまだここは出来上がっていなかったということなんですね。分かりました。

○農政課長　　そのとおりでございます。

○委員長　　よろしかったでしょうか。

○掛布委員　　別の予算で伺いたいと思います。

その下にあります県営特定農業用管水路特別対策事業（江南地区）負担事業ということで、実施設計が100万円組まれております。これはいわゆる江南市内にある畑かんの更新事業のための実施設計だと思っておりますけど、それでよろしいですか。

○農政課長　こちらのほうは江南市土地改良区が管理いたします畑かんの老朽化した管路部分につきまして更新を行うもので、その全体設計委託となっております。

○掛布委員　説明資料の31、32に実施設計の場所を示していただいているんですけども、市内全体に張り巡らされている管路のうち、基幹管路というんですか、主な幹線管路のうち的一部分だと思っておりますけど、飛び飛びに線が入っていますので、なぜこの飛び飛びのところの実施設計なのかということと、これが市内全体の畑かんの管路のうちの何%ぐらいを実施設計で示しているのか。実施設計は令和6年度だけで、もうこれ以上拡大はないということなんでしょうか。

○農政課長　まずこの区間でございますけれども、基幹管路の部分におきましてまだ石綿管の管路の部分がございます、これは早急に改修しなければいけないということで、県営事業として県のほうで今回上げていただいているものでございます。

この石綿管部分といたしましては、延長として10.600メートルということで……、ちょっとお待ちください。

○委員長　暫時休憩します。

午前11時42分　休　憩

午前11時42分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

○農政課長　すみません、先ほどの延長ですけれども、ちょっと言い間違えました。1万600メートルでございます。すみませんでした。

○委員長　よろしいですか。

○農政課長　すみません、大体全体の管路延長の20%となります。

設計委託のほうですけれども、今回、全体設計委託ということで、この後詳細設計のほうを県で出す予定であると聞いております。

○掛布委員　　今、石綿管もあるということ、この1万600メートルが全部石綿管があるところという意味で、今回の実施設計に選ばれたということなんですか。この一部分ということで、ここだけの今後の改修ということで終わるということなんですか。

○農政課長　　今回の県営事業につきましてはあくまでも石綿管部分の改修ということで、石綿管が残っているのがこの区間でございますので、これを更新するというものでございます。

○委員長　　よかったですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長　　それでは、環境課所管の令和6年度一般会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

28、29ページの下段、14款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に、36、37ページの中段やや上、14款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

次に、46、47ページの中段、15款4項3目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

次に、52、53ページの最下段、16款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の環境課分と、54、55ページ中段の2節清掃費補助金でございます。

次に、58、59ページの最上段、16款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金、同じページの中段、16款4項1目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金でございます。

次に、60、61ページの最下段、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の環境課分でございます。

次に、62、63ページの最下段、19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金の環境課分でございます。

次に、66、67ページの中段、21款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金と、同じページの最下段、11節雑入のうちの環境課分でございます。

続きまして、歳出でございます。

264、265ページの下段、4款1項2目環境保全費で、268、269ページまででございます。

次に、270、271ページの4款2項1目清掃費で、286、287ページまででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員　285ページの浄化槽の設置整備事業補助金ですけれども、先ほど残額については聞きましたけれども、今回、昨年度と今度の年度の多分基数が増えていると思いますけれども、その比較をちょっと聞きたいので、どれだけ増えたか教えてください。

○環境課長　予算上の基数でございますが、令和5年度が全体で47基のところ、令和6年度は82基としております。

各人槽の基数で申し上げますと、5人槽が、令和5年度、予算が24基に対して令和6年度が40基、7人槽が、令和5年度、予算19基に対して6年度は33基、10人槽については、令和5年度、予算4基に対して令和6年度は9基、以上合計で82基としているものでございます。

○石原委員　ありがとうございます。

先ほど予算が残っていたのもありますけれども、これは要望になるかもしれませんが、台帳等もあると思いますので、集中的に全部残らないように、せっかくの補助金なので使っていただけるよう、工夫してよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○委員長　要望でいいですか。

○環境課長　ありがとうございます。

一応この補助金の組立てというのが国の補助と県の補助も受けておりまし

て、一旦全体の基数が一致しないとそれ以上は持ち出しになってしまうというところはちょっと配慮が必要かなあと考えておりますので、お願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○片山委員　273ページ中段の歳出のほうの資源ごみ回収関係助成事業なんですけれども、この中の資源ごみ回収団体助成金ですけど、今回243万9,000円なんですけれども、ちなみに、令和4年度が501万7,000円で実績が180万8,000円だったんで、令和5年度の予算が317万2,000円だったんですけども、ちなみに令和5年度の実績見込みって分かるんですか。どれぐらいになりそうですか。

○環境課長　2月末現在の実績で見ますと、55団体が登録ある中で、実績のほうは、助成金額としては104万826円という状況でございます。

○片山委員　本当に年々これ減っていているという状況ですね。分かりました。

あと、その2つ下の資源ごみの収集容器設置管理協力金は令和6年度から新しくできたものなんですけれども、この304万8,000円、ごみの収集設置箇所に置いて、24掛ける500円という形なんですよね、という感じで、これは一旦、ちょっと私、議案質疑に誰かやったのかな、聞き逃したのかもしれないんですけども、区のほうに入るという形でいいですよ。

今までどおり、これと全く同じ、時期も同じでという形でいいですね。

○環境課長　そのとおりでございます。

○片山委員　分かりました。以上です。

○委員長　よろしかったですか。

○片山委員　はい。

○掛布委員　今と同じところの資源ごみ収集容器設置管理協力金ですけども、254か所というのは、現在ある地域の収集拠点の数ということなんですよね。

○環境課長　市内全域に設置されている資源ごみ置場ということになります。

○掛布委員　そうすると、その1か所当たりを受け持っている担当の戸数には本当に物すごい差があって、例えば最大で1か所で700件を超えるところ

から集めているところ、宮後とか勝佐町もそうなんですけど、ところもあれば、マンションの全体で1か所という、それこそ数十件で1か所というのもあって、この1か所当たり24回掛ける500円の協力金の決め方というのは、ちょっとあまりにも、たくさんのところから1か所で集めて、すごい人数で立ち当番やって、集まる量も大変な量で苦勞するところとの協力金の出し方が、ちょっと一律ではあまりにも不公平感があるなあと思う。例えば何人以上で1か所だったらもうちょっと割増し料金をするとか、段階的に協力金の額に差をつけるということはできないんでしょうか。

○環境課長　新しい協力金を設定するに当たりましていろんな考え方があったんですけども、本当に均等にということであれば、今までやってきた分別協力金というところに、これは世帯割も入っていますのでそこに上乘せをするという形も取れたんですけども、ちょっとそういったところになじませてしまうと根拠が不明確になるのではないかとということで、一旦容器設置に対する委託ということも考える中で、業者にその委託をさせるのも難しいということで、各地区に対してお願いをするということで、1か所当たりという設定をさせていただいたという状況でございます。

○掛布委員　いろいろ悩みながら制度をつくっていただいたということは感謝しますが、今後様子を見ながら実情に合って納得していただけるような形にぜひ検討をいただきたいと思います。

もう一点ですけども、その273ページの下のほうにごみ処理基本計画の改定事業ということで、令和7年度から10年計画の新しいごみ処理基本計画をつくっていただくようですけども、具体的にこれまでの延長線上ではなく、新しい視点を盛り込んでいかれるのかなあと思うんですけど、例えばプラスチックごみの収集方法の分別を変えるとか、どういった視点を変えることを盛り込もうという見通しになっているんでしょうか。

○環境課長　基本的にはちょうど次の計画期間の中に新ごみ処理施設が入ってきますので、そことの兼ね合いといいますか、2市2町とのある程度の整合性も見通した上での設計というのか計画になってくるかなあというのが一番大きいところでして、その中には廃プラの取扱いであったり分別ごみの収集体制について触れるところも出てくるかなと思っています。

あとは食品ロス削減推進計画というのもこの中に盛り込んで一体的に整備をしていきたいなと思っておりますので、そこが大きなところだと思っております。

○掛布委員 その改定作業は、市民参加というか審議会とかに諮られながら意見を聞きながらやられるものなんでしょうか。

○環境課長 廃棄物減量等推進協議会のほうにお示しはしながら、あとパブリックコメントなども取りながら進めていきたいと思っております。

○委員長 よろしかったでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○須賀委員 67ページの可燃ごみの指定袋の売りさばき代金が4,600万円あってこの袋を作るのが3,800万円くらいということは、これって安くできておるといことですよ。要は売りさばき手数料よりも少なく、利益が出ておるといことですよ。売りさばき手数料で4,600万円入ってくるとなっておって、実際に指定袋を作っておるのが指定ごみ袋管理事業か何かで3,980万円というのがあったんだけど、ということは利益が出ておるといことなんでしょうか。

○環境課長 袋の枚数がぴったり一致してなくて、ある程度販売店のほうが抱えるという意味で少し多めに出ているというところの差になってきていると思います。

○須賀委員 そうすると、毎年例えばいわゆる販売店のほうに在庫がたまっていっちゃうということになっちゃうんだけど、年度によってやっぱり違うんですかね。その実際の入出の関係は。

○環境課長 その年度ごとにずれというのは生じているのが現状でございます。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

○掛布委員 すみません、279ページのリサイクルステーション運営事業の中の委託料のところ、南部のリサイクルステーションの管理委託料というのが上がっております。これは4月から本格的にやっていただくのなんですけれども、現在の和田町にある環境事業センターのほうは会計年度任用職員でもって直営というんですか、やっていただいているんですけど、委託料と

いうことは、例えばシルバー人材センターとかそういうところに委託するということなんですか。どうして直営というか会計年度任用職員でやらずに委託というふうになったんでしょう。

○環境課長　　こちら、環境事業センターの環境リサイクルステーションとの違いとして、どちらかというは今地区でやっていただいている収集形態に近いということもありまして、あとシルバー人材センターの方の活躍の場という内容にもそぐうものかなと捉えまして、今回は南部のほうについてはシルバー人材センターに委託をするということで予定をしております。

○掛布委員　　経費的には、いわゆる会計年度任用職員のほうが安くなるのではないかと思うんですけれども、これはシルバー人材センターは何人体制でやられるんでしょうか。

○環境課長　　開始時点では4人で収集体制を組むことを考えております。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員　　すみません、いろいろまとめて。

新ごみ処理施設の事業費の負担金が上がっております。今回から負担金の中に建設費負担金も入るといふ、地域振興事業負担金も入るといふことになっているんですけれども、気かりは北浦の遺跡調査、埋蔵文化財調査の結果がまだ出ていないということで、その結果、市内では本格調査に突入しなければならないということになると、令和6年度中の着工というのは無理であって、1年、2年遅れるということになるわけなんですけれども、これを上げてあるということは……。

○委員長　　暫時休憩します。

午後0時01分　　休　憩

午後0時02分　　開　議

○委員長　　それでは、審査の途中になりますが、建設産業委員会、午前の審査を休憩いたしまして、午後になりますので、午後は13時15分から再開いたします。以上です。

午後0時03分　　休　憩

午後1時12分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

環境課の質疑の途中からになります。

ほかに、皆さん、質疑はございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部都市計画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課長 令和6年度江南市一般会計予算のうち、都市計画課所管の当初予算につきまして、該当箇所のほうを御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますが予算書の28ページ、29ページの中段をお願いいたします。

14款1項2目2節児童福祉使用料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

はねていただきまして、30ページ、31ページ中段をお願いいたします。

14款1項5目3節都市計画使用料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

少しはねていただきまして、36ページ、37ページ下段をお願いいたします。

14款2項5目2節都市計画手数料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

少しはねていただきまして、42ページ、43ページ中段をお願いいたします。

15款2項4目3節都市計画費補助金は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

少しはねていただきまして、58ページ、59ページ下段をお願いいたします。

16款4項3目1節都市計画費交付金でございます。

少しはねていただきまして、62ページ、63ページ下段をお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

少しはねていただきまして、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが238ページ、239ページの上段をお願いいたします。

3款2項4目児童遊園費は、同ページ下段まででございます。

少しはねていただきまして、330ページ、331ページの下段をお願いいたします。

8款4項1目都市計画費は、336ページ、337ページの中段まででございます。

ページをはねていただきまして、344ページ、345ページの上段をお願いいたします。

上段の8款4項3目公園緑地費は、348ページ、349ページまででございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　347ページの江南市都市緑化推進事業補助金、先ほどの補正予算のところで掛布委員が聞いたのかな。300万円あって、県が100%のやつなのに使わなかったという形で戻っていつていますけれども、今回も一応300万円という形で、毎年300万円ずつなのかな。ちょっと前のやつを見ていないんであれなんですけど、教えてもらってもいいですか。

○都市計画課長　毎年300万円ほど県のほうにお願いするものでございます。

○片山委員　ちなみでいいんですけど、令和5年度のやつは戻して使わなかったよという形で、その前というのは使っているもんなんですか。

○都市計画課長　令和5年度分としてはございませんでしたが、令和4年度、令和3年度としては2件として実績がございました。

○片山委員　2件というのは、1件幾らでしたっけ、これ。

○都市計画課長　1件、半額補助という形になりますので、はい。

○片山委員　2件で。

○都市計画課長　満額使ったかどうかというのは、またちょっと、ごめんなさい。手持ちの資料が。

○片山委員　大丈夫です。了解です。

先ほどのお話もありましたけれども、県で100%下りるやつなんで、ぜひ

もっと周知していただいて、使っていただくようにお願いします。以上です。

○委員長　　ほかありませんか。

○掛布委員　　345ページの下の公園緑地費の都市公園等整備事業（仮称）中般若公園について何うんですけれども、新ごみ処理施設の地域振興事業として中般若公園を造るんですけど、公園としての、今回はまだちょっと土地関係とか測量ですけれども、総事業費って幾らでしょうか。

○都市計画課長　　我々のほうが地域振興策としてうたわれておる金額としましては、1億4,624万8,000円ということで聞いているところでございます。総額になります。

○掛布委員　　国の補助が2分の1で、組合から来る負担金も含めてということなんですけど、これ面積としてはどれほどの公園になるんでしょうか。

○都市計画課長　　すみません。こちらのほうにつきましては、地元のほうと新ごみ処理施設の関係で地域振興策として御提示はいただいております、令和6年度、こちらの予算で鑑定とかそういった地権者のほうの交渉に当たってまいりますので、具体的な場所については、ある程度目星としては中般若霊園前ということでは聞いてはおりますが、面積に関しては地権者との交渉もでございますので確定にはまだ至っていないというような状況でございますので、よろしくをお願いします。

○委員長　　よろしいですか。

○掛布委員　　そのすぐ横に布袋の2号緑地芝張工事費とあるんですけども、これって最初から芝生を張る計画だったんですか。芝まで張る必要があるのかなあ。現状でも別段、下に貯留槽が埋まっているので構わないような気がするんですけども。

○都市計画課長　　こちらのほうの2号緑地につきましては、布袋南部の土地区画整理事業で生み出された敷地でございます、こちらのほうは緑化を図るという目的で生み出しておりますので、こちらのほうも速やかに芝を張って緑地面積を確保していくという事業でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　　ほかありますか。

○掛布委員　　335ページの下段に、いこまいCAR運行事業ということで迎

車回送料金の助成も含めて負担金、補助及び交付金4,444万円という予算があるんですけれども、今回の200円の助成分を増額するのは幾ら分になるんでしょう、このうちの。

○都市計画課長　こちらのほう総額、18節ですので4,444万円のうち880万円が迎車回送料金、1回送当たり200円の負担ということで、200円掛ける4万4,000便を想定している予算計上でございますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　新年度予算かどこかの説明書に、片道って書いてあったんですね。迎車回送料金の片道だけという意味が、帰り迎えに来てねっていったときは、帰りは負担してもらえないって、そういうことなんですかね。

○都市計画課長　こちらのほうの迎車回送料金でございますが、往復で予約を取られますと、例えば病院のほうに、診察が終わったら迎えに来てほしいというふうになりますと1回の回送料金という解釈でございますし、あと駅とか、そういったところのタクシーのほうを利用させていただくと回送料金は必要ないというような状況もございますので、よろしく申し上げます。

○委員長　よろしいでしょうか。

○掛布委員　分からないのでお聞きしますが、337ページの中ほどに、公共交通維持確保事業ということで、交通会議等委員謝礼って45万円入っているんですが、ここにいわゆる今度来年度に創設する公共交通会議検討部会の委員さんの報酬、謝礼というのが入っているということでよろしいんですね。

○都市計画課長　こちらのほうの45万円の報償費の中に、公共交通検討部会の部会費の講師謝礼も含まれております。

○掛布委員　公共交通会議の会議録とかを見ると、いわゆる20人ぐらいの検討部会のメンバーを想定していますよとか、メンバーの中に公募の区長何人かと書いてあって、その公募の区長という意味がよく分からないんですけど、どういう意味で、区長というのはどこの区長を入れる想定なんでしょう。

○委員長　暫時休憩します。

午後1時25分　　休　憩

午後1時26分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

- 都市計画課長　　こちらのほうの検討部会の区長でございますが、一応対象地区としまして江南の北側地区というところをターゲットにしております。その中で、中般若町、般若町、和田町、草井町、鹿子島町、小脇町、小杵町、宮田神明町、宮田町、後飛保町、河野町、藤ヶ丘、村久野町、慈光堂町、勝佐町、こちらのほうの対象区の中から区長を選出させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。
- 掛布委員　　区長枠というのは何人ぐらい想定されているんですか。
- 公募の市民は北部限定で2名なんですけど、それとは別に区長を何人か市側で御指名されるんですね。
- 都市計画課長　　区長におきましては、一応想定としては3名ほどを考えておりますのでよろしくお願いいたします。
- 掛布委員　　結局、北部限定ということは、繰り返しになりますけれども、江南団地E線の廃止をある程度、廃止とか、その代替を見据えながら、木曾川線がなくなるということを見据えながら、北部地域で走らそうという想定で、北部限定でやられるということによろしいんですか。
- 都市計画課長　　こちらのほう一応廃止というふうな方向性はまだ考えられておりませんが、木曾川線とか、そういったところでの路線が減少されるということも踏まえまして、まずは北側地区のほうで想定した検討部会を開いていきたいと。その事業が、かなり見通しが立つようであれば、全域に広げていくという展開も考えていきたいなというふうには考えておりますので、まずは今路線が維持が困難になりつつある地域をターゲットに、北部地域というふうな検討部会を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 掛布委員　　この検討部会というのは、何年やって、どの辺でめどをつけて、まとめ上げる予定でしょうか。
- 都市計画課長　　私たちも時間軸を持って進めたいというふうに考えております。早ければ1年で、事業化のめどが立てば進めていきたいというふうには考えておりますが、見通しが立たなければ2年、3年というふうに遅れていく可能性は出てくると思います。
- 掛布委員　　この検討部会というのは公共交通、いわゆる審議会の一環で市

民参加条例に基づいて傍聴可能にさせていただけるんですね、当然。

- 都市計画課長 傍聴人数につきましては断定はできませんが、なるべく開かれた透明性のある会議にしたいというふうに考えておりますので、傍聴は可として進めたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。
- 須賀委員 ちょっと確認なんですけれども、今回の委員さんの中に議員を入れてくれというふうな話があったようにも思うんですけど、その辺の検討ってされましたですかね。
- 都市計画課長 議員枠というところも当然視野には入れておりますが、議員さんにおかれましては議会のほうでしっかり審議をしていただきたいというふうに考えておりますので、今回の検討部会の委員としては入れない予定でおりますので、よろしくお願ひいたします。
- 片山委員 ちょっとこれ要望になっちゃうかもしれないんですけど、先ほど北部地域、北部地域という話が、どうしてもバスが走っているからという関連もあると思うんですけど、やっぱり公共交通なんで、南部のほうは、僕らのほうってバスすらも走っていない。電車は確かにあるんですけどね。やっぱり南部のほうも、区長が3人であれば例えば1名、南部の人から選ぶ、曾本とか小折とか、あっちのほうですね。選んでいただくとか、ちょっと南部のほうもいろいろ考えて今後、人選のほうよろしくお願ひします。要望でございます。

[挙手する者あり]

- 委員長 長尾議員から、本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長 異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。
- 長尾議員 ありがとうございます。

予算書の335ページ、最上段になります。

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定事業1,203万9,000円ですね。これは今年新規に多分出てきた事業で、昨年の予算審議でも掲載ないん

ですが、これ見ると業務委託料で2つの計画をつくるのに1,200万円弱あるんですけど、これって具体的に誰に委託されてつくるのか。

要は何が言いたいかというと、江南市の都市計画マスタープランなので、私のイメージでは職員なのか、江南市にかなり明るい方がつくるべき話のものではないかなあと思っているんですが、業務委託されるということは市内にそういうのに明るい業者さんがいるのか、いないから何かどこかよく分からんところ、全国的な、やっているところに発注されるのかということが知りたいですというのが1つ目で、もう一つは、今この2つの計画書ってありますよね。それがなぜこのタイミングで改定しなければいけないのか。

要は国から何年ごとに見直せとか、何かそういうルールがあって見直すものなのか。見直すに当たって、要は反省点は何かという評価も何も報告、聞いた記憶がないんですが、どのような評価されているのかというのを教えてください。

○都市計画課長　この都市計画マスタープラン及び立地適正化計画事業なんですが、委託としましては江南市立地適正化改定業務委託を1本で発注する予定でございます。

こちらのほう、やはり市内業者に限ってはなかなかそういった明るい業者はないかと思しますので、こちらの名古屋地区のコンサルタント業者のほうに委託するものでございます。

2番目といたしまして、こちらのほうなぜ今のタイミングかということになりますが、現立地適正化計画が令和元年度に策定したものでございまして、こちらのほうおおむね5年ごとの評価、見直しをするものというふうな国からの指針でございます。

こちらのほうの5年ごとの評価、見直しということでございますので、それに合わせて国のほうから、災害リスクの踏まえた居住誘導区域を設定することもこの立地適正化計画に盛り込みなさいという、防災指針も盛り込んだということでおわれておりますので、今回の委託の中で災害リスクを踏まえた居住誘導区域を設定するための防災指針を盛り込んだ改定業務を行う予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようですので、続いて都市整備課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 それでは、都市整備課所管分の予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。

第3表 地方債といたしまして、11段目の道路改良事業を掲げております。続きまして、歳入でございます。

30ページ、31ページの中段、14款1項5目3節都市計画使用料は、右側説明欄の下段、都市整備課分で、32ページ、33ページの上段まででございます。

ページをはねていただきまして、36ページ、37ページの中段、14款2項5目2節都市計画手数料は、右側説明欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、42ページ、43ページ中段、15款2項4目3節都市計画費補助金は、右側説明欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、46ページ、47ページ中段、15款4項4目2節都市計画費交付金でございます。

ページはねていただきまして、68ページ、69ページ、21款5項2目11節雑入は、右側説明欄、中段、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、72ページ、73ページ中段の22款1項5目3節都市計画債でございます。

続きまして、歳出でございます。

ページはねていただきまして、336ページ、337ページの中段、8款4項2目都市整備費は、説明欄、人件費等から344ページ、345ページ中段、街路予定地等管理事業まででございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようよろしく願いいたします。

なお、当初予算説明資料の43ページから44ページまでに事業の位置図を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　343ページの一番最下段のところにあります都市計画道路整備事業（江南通線）の測量委託料ということで、説明資料の44ページの地図を見ると、千丸交差点の周辺の道路沿いだけではなく古知野中児童遊園まで含めた一帯が計画地域ということで、その事業の補助メニューの名前が地籍整備推進調査費補助金事業という地籍調査って書いてあって、ちょっとびっくりしたわけなんです。こんなこと初めてだと思えるんですけども、要するにこの一帯、いわゆる分岐、右折レーンを造るためのその周辺だけの測量委託じゃなくて、その周り全体、かなりの部分の地籍調査をやるぞという、そういうことなんでしょうか、これは。

○都市整備課長　　今回、説明資料にございます着色した部分でございますけど、今回、江南通線につきましては都市計画道路一宮犬山線の右折に要するレーンの整備ということでございまして、現在の幅員から拡幅をさせていただくものでございます。

今後の用地の取得に係ります関係で、今回それぞれ東西の道路の1街区について、それぞれ測量させていただくものでございます。

今回、地籍整備推進調査費補助金ということで特定財源のほうを上げさせていただいておりますけど、こちらのほうは国土調査法に基づく地籍調査がなかなか全国的に進まないというような状況で、こういった補助金のメニューがありますので、こういったものを活用して特定財源として見込んだものでございます。あくまでもこの着色した部分の測量が必要ということで上げさせていただいているものです。

○掛布委員　　ということは、広げる右折レーンに関わるのところだけではらちが明かないというか、その一帯がちゃんと確定していないというか、面積とか境界とかが、言い方は悪いんですけどぐちゃぐちゃになっていて、確定してきちんと地権者と交渉したりする際に非常に困る事態ということで、ここだけ地籍調査に踏み出すよという、そういうことなんですな。

○都市整備課長　　今回、この区域でする必要というのが、あくまでも道路整備に必要なラインを出していくということになりますけど、その際にそれぞ

れ地権者さんはその部分だけじゃなくて、裏といいますか、奥のほうまで測量して確定する。残地がどのぐらい残るとか、そういうことも含めて測量する必要がございますので、そういったところで道路整備に必要な測量ということで測量費を上げさせていただいているものでございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○掛布委員　　そうすると、今ここで初めてこういう補助金のメニューが出てきたんですけど、これからも町なかをそれこそ何らかなぶっていくということになると、面倒なこういう地籍調査というのが出てくるんでしょうかね。

○都市整備課長　　今回、先ほど言いました1街区ということで測量が必要ということになってきますので、ある程度法務局のほうに、また国土調査法の19条5項によりこの指定を受けたものは、法務局のほうに測量の材料といいますか、資料として保存されるわけでございますけど、ある程度こういったまとまった区域に対する測量を行ったものに関しては、そういった目的も含めて地籍測量の推進調査ということで進めるということ考えております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　　339ページの上段です。

江南駅周辺交通環境改善計画策定事業という430万1,000円が上がっているんですけども、この委託料の名称が計画策定事前調整支援と書いてあって、改善計画をつくるのとはまたちょっとニュアンスが違うのかなあと。

事前調整支援ということなんですけど、何を委託する。どういう仕様書の内容でもって委託されるのかなということと、公共交通環境の調査、周辺の交通量調査をやられたんですけども、それでどうだったかとかいうことは示してはいただけないのかなというのをお聞きしたいです。

○都市整備課長　　まず調査の結果につきましてですけど、現在まず委託のほうを行っている委託期間中のございまして、今後、来年度になるかと思えますけど、その結果をまた議会のほうに全員協議会等でお示しさせていただく予定で考えておりますので、よろしくお願いたします。

あと、今回の計画策定の事前調整支援委託という業務でございますけど、こちら内容といたしましては、今回実施しております交通量調査等につきまして、まずはお地元のほうに示した中で駅のロータリー広場ですね。こちら

のほうに必要な区域というのもある程度お示ししていく中で、地元のある程度合意形成が必要ということで考えておりますので、そういった中で必要となるコンサルのほうに説明会の運営補助だったりとか、また説明会1回ではないものですから、数回開く中で事前に課題として出てきたことに対する説明資料の作成と、そういった内容で今回支援委託料をお願いしているものでございますので、よろしく申し上げます。

○東猴委員　　一步一步前進して、ありがたい限りだと思います。

今、全員協議会とおっしゃられましたが、前お聞きしたときには契約が終わる3月31日か、4月の全員協議会か遅くとも6月の全員協議会とおっしゃっていましたが、今のところ4月、6月、どこのタイミングの何月の全員協議会で示されようとしておられますでしょうか。

○都市整備課長　　できるだけ早く、先ほど言ったお地元の説明会に入りたいというところもありますので、今のところ考えているのは、あくまでもそういった策定に向けた地元調整等については令和6年度単年で済ませたいなあということでやっておりますので、全員協議会のほうに実際お示しするのは、まだ具体的なことは申し上げられませんが、そういったことも含めて、早期に全員協議会の折に説明のほうをさせていただきたいと考えておりますのでお願いいたします。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　　同じそこのすぐ下にあります交通結節点整備事業の布袋東部第280号線の整備の予算、全部そうだと思うんですけども、資料の43ページを見ると、かねてから何度も何度も大変だよと言っていた一番角の突き当たりの営業中の歯医者のところの物件調査委託が含まれております。

本当にちょっと調査委託して、一体幾らの移転補償になっていくのだろうと。本当にこれ、やる価値が、それこそ費用対効果的にあるのかなあと思うんですけど、見通しを伺いたいのと、たしか9月の決算、令和4年度の決算のときにこの280号線の地権者の中に物件調査に同意がいただけなくて進まなかったというのがあったはずなんですけど、それは令和5年度の間にも同意が得られて調査、移転補償がつけられたのかどうかということと、あとこの工事費の名前として道路整備じゃなくて道路改良工事って書いてある。何で

改良工事という名称なのかなあと、ちょっと単純な質問ですけど。

- 都市整備課長　　まず今、歯医者とおっしゃった、この説明資料で申しますと凡例の物件調査委託ということで掲げている部分になるかと思うんですけど、こちらのほうはあくまでも令和6年度に調査のほうを行いますので、補償額等につきましてはその調査の中で把握していくことになるものでございます。

あと、これまでなかなか交渉に応じられなかった方ということでございますけど、今年度、権利者の方と交渉を行わせていただきまして、おおむね御了解がいただけたということで、令和6年度、用地の取得のほうをさせていただくような進捗で進めさせていただくということでございます。

あと道路改良ということでございますけど、このハッチの部分は令和6年度に道路改良工事と排水路整備工事のほう予定しております、こちら現在、現道がございますことから改良工事という名称で、これより南のところに関しましては現道がないものですから、こちらは整備工事ということで整理させていただいております。

- 委員長　　よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

- 委員長　　長尾議員から、本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありましたが、発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　異議もないようですので、委員外議員として発言を許します。

- 長尾議員　　先ほどに引き続き、ありがとうございます。

掛布委員が質問された話の続きになります。江南通線の調査、整備事業の話ですね。

今回、この調査をするんですけれども、先ほどあった説明資料の44ページに位置図も含めて入っているんですけど、結果的に最終的なこの千丸南交差点の形状というのはどういうふうになることを想定されて実施、調査、今回されるかということをお聞きしたいです。

具体的には、東西道路ですね。一宮犬山線、東から西に向かうに当たって

その千丸南交差点、右折の車が1台、2台いると渋滞が発生するという状況が今現状起きているはずなんですね。できれば、当然だけど右折レーンが欲しいと思っています。多分できないと思って聞いていますが、右折レーンがあったほうがいいんじゃないかと思います。あと、北側から、千丸交差点から南進するに当たって、今幅は広いんですが右折レーンがなくてセンターラインがあるだけなんですけど、ここは右折レーンがちゃんと整備されるものなのかというところですね。具体的にはその2点、どういう結果になるのか教えてください。

○都市整備課長　今回、進めさせていただきます江南通線の区間でございますけど、こちらにつきましては都市計画道路一宮犬山線の交差点部分から南区間の約100メートルということで、まずは整備させていただくということでございまして、右折レーンにつきましてはこの区間の北進方向の右折帯の整備ということで、まずは整備のほうを進めさせていただくということで進めているものでございます。

○長尾議員　今のキーワード、まずはというキーワードが気になるんですけど、ということは将来、東西の右折レーンができる可能性はあるのか、既にもう整備が終わっているからないよという話なのか、どちらですか。

○都市整備課長　こちらにつきましては、県事業ということになっていきますので、今後の状況を見て、また県の一宮建設事務所のほうといろいろ情報のほうをお伝えして検討していくことかなと思っております。よろしくお願ひします。

○長尾議員　すみません。最後は要望になります。

要は整備、南北の道路ですね。整備してしまってから東西を拡幅するとなると、また交差点改良になっていってしまう。大変なことになると思うので、できればこの調査のタイミング、調査結果を踏まえて東西どうするかというのを県事務所のほうと相談していただきたいということを要望しておきます。お願ひします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようですので、続いて土木課について審査をいたし

ます。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 土木課が所管する予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。

第3表 地方債でございます。

表の中段、起債の目的の7番目、8番目に橋りょう長寿命化事業、道路長寿命化事業を掲げております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の30ページ、31ページの上段をお願いいたします。

14款1項5目1節道路橋りょう使用料と、その下、2節河川使用料でございます。

ページはねていただきまして、42ページ、43ページの中段をお願いいたします。

15款2項4目1節道路橋りょう費補助金でございます。

ページはねていただきまして、68ページ、69ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の土木課分でございます。

ページはねていただきまして、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

22款1項5目1節道路橋りょう債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の312ページ、313ページの下段をお願いいたします。

8款1項1目道路管理費でございます。

ページはねていただきまして、316ページ、317ページ上段までに掲げております。

ページはねていただきまして、320ページ、321ページの下段をお願いいたします。

8款2項1目道路橋りょう費でございます。

ページはねていただきまして、324ページ、325ページまでに掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

また、令和6年度江南市当初予算説明資料の34ページから36ページにかけて位置図を掲載しております。

補足説明はございません。御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　321ページの最下段にあります道路整備事業で、市道北部第59号線、これは新ごみ処理施設の地域振興事業としてこの道路拡幅になるわけですけれども、全体事業費はここには出ていないんですけれども、最終的にこれ全額を組合からの事業費負担金で賄って、この用地買収、用地取得もその事業費として見ていただけるわけなんですか。

○土木課長　　今御指摘の用地費だけではなくて、工事費までのお金に対しての全額負担でございます。

今のところ、先ほどトータルのお金ということで、今一応つかんでおる金額としては工事費も含めましての約3,352万円という数字を今のところつかんで進めようとしております。

○掛布委員　　拡幅する用地費も含めて3,352万円で、市の土木課が、人件費というか骨を折ってやっていただくのは市のお仕事としてやっていただくということですね。

○委員長　　よろしかったですか。

ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　　すみません。道路長寿命化の中に、参考資料の道路施設長寿命化の資料に示していただいている資料36ページの①番に書いてある江南岩倉線のいわゆる神明小網橋から下りてきたところの改修、長寿命化ですけど、これ私の記憶では、まだ数年前に、ここ傷みがすごいひどいということで改修したばかりではなかったんでしょうか。別の場所ですか、同じ場所ですか。

○土木課長　　今御指摘のとおり、もうちょっと、今の①番よりも北の区間をやったことはやったんですけれども、この区間に関しても舗装の状況調査を調べまして、その結果に基づいて悪い状況ということで判断されましたので、来年度計上させていただきました。

○委員長　　よろしいですか。

○尾関委員　　今と同じ場所の話なんですけれども、平成29年かな、それぐらいに施工して1年ぐらいで駄目になって、当時の佐藤副市長に河合議員がお願いに行って、いろいろ手だてを打ってもらっているんですけど、そもそもここって青木川放水路が下に入っている関係で地中の部分が安定していないんじゃないかって言われている部分で、路面の改修をやってもし繰り返しになっちゃうんですけど、その辺り、路盤だったりとか地中の埋設物の状況調査みたいなものは行われるつもりがあるのか御確認したいです。

○土木課長　　今御指摘のとおり、今年度調査いたしまして、この区間は路盤まで手を入れるということで予定しております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようですので、続いて建築課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長　　続きまして、建築課の所管につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

上段の14款1項5目4節住宅使用料でございます。

続きまして、36ページ、37ページをお願いいたします。

中段の14款2項5目1節土木管理手数料でございます。

続きまして、46ページ、47ページをお願いいたします。

中段の15款4項4目1節土木管理費交付金でございます。

続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

下段の16款2項5目1節土木管理費補助金でございます。

続きまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

上段の16款3項5目1節土木管理費委託金でございます。

続きまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、69ページ、右側説明欄、中段の建築課分、住宅敷金運用収益金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、316ページ、317ページをお願いいたします。

316ページ、317ページの上段から320ページ、321ページ上段にかけて掲げておりますのは、8款1項2目建築指導費でございます。

続きまして、少し飛んでいただきまして、350ページ、351ページをお願いいたします。

350、351ページの上段から352、353ページ上段にかけて掲げておりますのは、8款5項1目住宅費でございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　319ページの中ほどにあります民間木造住宅耐震補強事業で、民間木造住宅耐震改修費等補助金が出ておりますが、元日の能登半島地震を受けて、これを増額するかメニューを増やすとか、そういった手配はされてはいないでしょうか。

○建築課長　能登半島地震が何分1月、元日だったということで、予算反映がなかなか難しいタイミングでございました。

当然、能登半島地震以降、相談件数も増えてきておりますので、来年度、国・県の交付金も充当しておりますので、その辺りの動向も見ながら、財政部局のほうと協議しながら必要に応じて補正予算のほうもお願いをしたいと考えております。

また、件数がどれほど伸びるのかはちょっと不明瞭な部分がありますので、その辺りを見ながら検討していきたいと思っております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きましたようでありますので、続いて防災安全課について審査をいたします。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管する予算につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

26、27ページをお願いいたします。

中段の14款1項1目1節総務管理使用料のうち、説明欄の最下段、防災安全課、防災センター目的外使用料（職員組合）でございます。

少しはねていただきまして、50、51ページをお願いいたします。

上段の16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、説明欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金ほか2項目でございます。

少しはねていただきまして、60、61ページをお願いいたします。

中段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、説明欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

1枚はねていただきまして、62、63ページをお願いいたします。

下段の19款1項1目1節基金繰入金のうち、説明欄の防災安全課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

少しはねていただきまして、68、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、説明欄の下段、防災安全課、放置自転車等売却代ほか3項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、120、121ページをお願いいたします。

下段の2款1項8目防災安全費、説明欄の人件費等から132、133ページの下段、説明欄の防犯カメラ補助事業まででございます。

次に、大きくはねていただきまして、244、245ページをお願いいたします。

中段の3款4項2目災害救助費、説明欄の災害救助事業から、1枚はねていただきまして、246、247ページ、上段、説明欄の使用料及び賃借料まででございます。

補足して説明することはございません。よろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員 125ページの家具転倒防止の資機材等整備費助成事業についてちょっとお聞きしたいんですけど、これ予算が14万円ということで、多分昨年と同じぐらいだと思います。

ちょっと実績が分かる範囲で教えてほしいんですけど、何件で幾らあったのかということ。

○防災安全課長兼防災センター所長 3月8日時点で21件ございまして、予算14万円に対しまして13万2,000円、約94%の執行率です。

○石原委員 一般質問でもちょっと提案させてもらいましたが、今回、石川県のほうに行かれた方も言われていたんですが、家が潰れてしまったところは本当にかわいそうな状況になったと思います。

ただ、家が残っているところでも中に入ると家具がほとんど倒れてしまって足の踏み場がないということで、やはりこの転倒防止って非常に有効だよということでちょっとお聞きしていたので、自転車用のヘルメットの話を通して話したんですけど、これ要望になるかもしれませんが、そういった申請がやりやすいように、そういう販売をしているところに置くとか、そうやってちょっと意識を高めていかないと市民の命も守れないと思いますので、そういった工夫をちょっとお願いしたいと、そういう要望でございます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○尾関委員 同じ125ページの上から4つ目です。

工事請負費で防災井戸逆流防止弁取付工事費というのがあって、去年はこういう工事はなかったんです。これどういう工事なのか内容と、あと場所を教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 まず最初に場所のほうですが、避難所の小学校でございまして、全部で10校のうち草井小学校以外の9校が場所になります。

どういったものかといいますと、水中ポンプから水をくみ上げて水を利用するわけなんですけれども、一旦ポンプを上げたときに、今逆止弁がついていない状況で、一旦上げたけど水を使わなくなると全部地下に落ちてしまうと。落水してしまうということで、また次使うときには、すごいまたポンプ

に負荷をかけて、また上げなきゃいけないということで、途中でその水が落水しないように逆止弁をつけて、すぐ水がくみ上げれるようにしたものがこの逆止弁ということで、これを取り付ける工事を今年行います。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　133ページの下から2つ目のところにあります新規事業であります防犯カメラ補助事業200万円ということですがけれども、年間1件当たりというか、1区・町内会当たりなのか、町内会なのかな、これ対象が。

限度額20万円ということなんですけれども、ちょっとこの限度額20万円の意味がいまいちはっきりしないわけなんですけど、実際にかかった費用の何%とか何割補助とかじゃなくて、20万円という意味がちょっと分からないので教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長　防犯カメラを設置する町内会に補助するものでございまして、補助金の額としては補助対象経費、防犯カメラ等、あと表示板の購入も、あと設置に係る費用も対象になってくるんですが、その額の2分の1を補助いたします。

ただし、限度額がございまして、同一の町内会等に対して年度につき20万円までを限度とすると。20万円までだったら補助は何回使っていただいても補助の対象になるというふうに考えています。

○掛布委員　分かりました。20万円に到達する前だと何度も何度も申請してもオーケーと、そういうことなんですね。予算の範囲内ということですね。

○防災安全課長兼防災センター所長　はい、予算の範囲でだったらできます。

○掛布委員　それで、防犯カメラをつけるのは、私が非常に慎重にしていたきたいなと思うのは後の映像の取扱いなんですけれども、どの程度鮮明に見える防犯カメラで、その残した記録をどう使うのかということについて、やはり個人情報でもありますし、区・町内会の方、補助に当たっては慎重な取扱いについてのガイドラインみたいな、そういったものをちゃんとつくって、それを守っていただくというような、そういう指導の上で補助を出していただきたいなと思うんですけど、どうなのでしょう。

○防災安全課長兼防災センター所長　防犯カメラの補助に当たっては、当然申請書のほかに添付書類がございます。

その中で、防犯カメラのその地区の運用要領みたいなものを定めたものをつくっていただきます。そういったものを見て、市のほうがその運用であればよしとして補助金をすると、そういった流れになります。

○掛布委員　じゃあ市がつくった要するにガイドラインみたいなのを、これでやってねではなくて、それぞれの区で考えてつくってきなさいよという、そういうことなんでややこしいですね。

○防災安全課長兼防災センター所長　すみません。

市のほうが今ガイドライン等がありますので、それを区にお見せしまして、区がそれを参考につくっていただくということになります。

○委員長　よろしいですか。

○須賀委員　69ページの最後のところで、人件費負担金というのが658万6,000円、これって何ですかね。

○防災安全課長兼防災センター所長　人件費負担金につきましては、まず危機管理室長の人件費については来年度から防災安全費から支出をされます。

危機管理室長は水道部長が兼務する予定としておりまして、水道課と下水道課の事業会計から負担金として人件費に充てるものでございます。

○須賀委員　ということは、あれですね。その割合というのは、もう何かこの積算根拠か何かあるんですかね、600万円のその。

○防災安全課長兼防災センター所長　細かい話は秘書政策のほうが計算して打ち出しをしておりますので、一応、基本的な考え方は、水道課、下水道課、防災安全課、3つで分けて算出をしておりますので、ここで出ている負担金につきましては、水道課がそのうちの3分の1で、下水道課は3分の1なんですけど、雨水排水グループは一般会計から出しておるものですから、それを除いた事業会計が出された2つのグループ分がここに入ってきます。

○須賀委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに。

○掛布委員　133ページの下段のほうにあります防犯灯補助事業で、区・町内会に対する防犯灯の設置費補助と電気料金補助、令和6年度については、これまでよりも少しアップしますよというような東横委員への答弁だったと思うんですけど、ちょっと予算書の令和5年度を比べると、電気代補助金が

ちょっぴりアップになっているようなんですけど、これはどういう基準でアップになっているのでしょうか。

例えばLEDの限度額が1件当たり年798円だったのが816円になっているふうに対して、それとあとLED以外が1,650円から1,710円というふうになっていたりとか、設置費補助も若干上がっているんですけども、これはどういう基準で上げていただいているのでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　まず電気料金のほうですが、これも東横委員の一般質問にも答弁させていただいたと思いますが、まず電気料金の基本料金が従量料金と電灯料金というのがございます。その2分の1ということで、昨年4月だったかな。中部電力が値上げしたものですから、それに伴って、その基本料金の2分の1を算出したものです。これはLED灯、非LED灯も両方です。

あと設置につきましては、申請のうち今限度額、昨年までは共架の場合は2万2,000円ということで限度額を定めておりますけれども、その2万2,000円を超える申請、2万2,000円しか払わないんですが、実際には2万2,000円を超えるLED灯が出た、3割以上がその超えた範囲の申請が多い場合には見直しをするという内規の規定がございまして、令和4年の実績でいきますと48.7%、約5割近く、物価高騰によって防犯灯の設置の料金が高くなったということで見直しをしたということです。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　　長尾議員から、本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありました。発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それではお願いします。

○長尾議員　　快く受けていただきまして、ありがとうございます。

これは大藪委員が先日頃一般質問されていた話になります。

予算書131ページの放置自転車対策事業について、お聞きします。

対策事業ということで、特定財源の歳入、2つ出ていて、下の段に放置自

転車の返還金というのが出ているので、ということは一度撤去して、取りに来た方々に返却していますということで、これ1年間に今どれくらい自転車の撤去をされていて、そのうちこの2万4,000円分は何台を返却することを予定しているのかということと、その上の段、歳入、3万8,000円、自転車売却代。何台売却すると3万8,000円の歳入になる見込みなんでしょうかというのが1つ目の質問です。

次、同じですけど、私、実はこれ今年というか今年度、何回かこの売却された自転車を扱っている江南市内3社の事業者さんに何度か電話して、在庫どれだけありますかとすると、そのうちの2店舗さんはずうっとゼロなんです。1店舗はあるんですけど、新車よりも高い値段で売っているわけですよ。これではちょっと買えないんですね。自転車を欲しがっている方は多い割には、なかなかこの撤去自転車を再利用でうまく活用できていない状況になっているんですけど、何らかその活用がしやすいような対策を打っていただきたいと思うんですが、予算を見ても去年とほとんど変わっていないんですよ。ということは、大藪委員の質問の中でも、やる、考えていきたいと言いながら、なかなか進んでいないのかなあと思っています。

ということで、今後どうされていく予定か、教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長　　まず売却する自転車は1台1,000円で19台で1万9,000円で、売却できない自転車につきましては、鉄くずとなるのは1台当たり82円ということで232台で1万9,024円ということになります。

今後のこの自転車のリサイクルの関係の方針なんですけど、過去に春日井市さんがこういうことをやってみえたんですけど、一生懸命やった割にはすごい職員の事務が多いということが課題としてあるということで、江南市としましては、市民向けのリサイクルの販売については自転車の安全整備士や自転車の技師など専門知識を有した資格者の雇用、委託が当然必要となってきますので、春日井市さんのように業務がまたかなり職員に関わるということで、事業が増大になるということがございます。

これは財政課と調整する必要がありますが、現時点においては現状のまま進めていきたいというふうにはちょっと思っております。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 令和6年度江南市一般会計予算のうち、水道部下水道課所管の予算につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますが、予算書の42ページ、43ページの中段をお願いいたします。

15款2項4目土木費国庫補助金、2節河川費補助金でございます。

はねていただきまして、44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

15款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金でございます。

少しはねていただきまして、54ページ、55ページの下段をお願いいたします。

16款2項5目土木費県補助金、2節河川費補助金でございます。

はねていただきまして、58ページ、59ページの中段をお願いいたします。

16款3項5目土木費委託金、2節河川費委託金でございます。

少しはねていただきまして、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

22款1項5目土木債、2節河川債でございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが、予算書の326ページ、327ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費で、330ページ、331ページの中段まででございます。

少しはねていただきまして、予算書の352ページ、353ページの中段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費で、内容につきましては353ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。下水道事業会計繰出事業としまして、6億354万2,000円を計上しております。

詳細につきましては、後ほどの議案第29号 令和6年度江南市下水道事業会計予算にて御説明させていただきます。

なお、別冊令和6年度江南市当初予算、予算説明資料の37ページから42ペ

ージに位置図を掲げておりますので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　329ページの上のほうにあります河川維持管理事業の中の工事
請負費として、安全施設とか水路整備工事とか、水路浚渫工事費があるんで
すけれども、説明資料を見ますと、特に河川水路整備工事、令和5年もやっ
ていただいているんですけれども、何か本当に部分的でばらばらと整備工事
の箇所がついているわけなんですけど、中抜けでここまでやって、中なくて、
その下流がちょっととかいう、何かちょっとなかなか理解できないような整
備工事の箇所のつけ方なんですけれども、もっと連続してできないのかなと
思うんですけど、どうなんでしょうか。

○水道部下水道課長　　河川水路整備工事につきましては、草生えとか、そう
いうのを防ぐためにコンクリートを張ったりする事業としてやっております
が、予算のほうがなかなか厳しいものですから、要望に対して少しずつ対応
している状況でございます。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて水道課について審査を
行います。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　　それでは、令和
6年度江南市一般会計予算のうち、水道課が所管する予算について御説明さ
せていただきます。

議案書の288ページ、289ページの上段をお願いいたします。

4款3項1目上水道費の水道事業会計繰出事業で91万6,000円をお願いす
るものでございます。詳細につきましては、江南市水道事業会計予算にて説
明をさせていただきます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 34 分 休 憩

午後 2 時 34 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第25号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理
事業特別会計予算**

○委員長 続いて、議案第25号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長 議案書の250ページ、令和6年議案第25号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算につきまして御説明申し上げますので、別冊の特別会計予算書及び予算説明書の32ページをお願いいたします。

令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算の所管課は、都市整備課でございます。

33ページには、第1表 歳入歳出予算を、34ページ、35ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

歳入でございます。

36ページ、37ページ上段の1款1項1目1節総務管理手数料、その下、2款1項1目1節土地建物貸付収入、その下、3款1項1目1節一般会計繰入金、その下、4款1項1目1節雑入でございます。

歳出でございます。

38ページ、39ページ、上段の1款1項1目総務管理費は40ページ、41ページ中段まで、その下、2款1項1目土地区画整理事業費でございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

42ページから47ページには給与費明細書を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員　41ページの下のところにあります換地処分清算事業の中で、条例案の中にもありましたけれども、特定財源として換地処分に関して一般会計繰入金と、その下に徴収清算金と受入清算金という2つに分かれているんですけど、徴収清算金というのは分かります。清算金をいただくものなんですけど、受入清算金というのは、これは何のことなのでしょうか。

○都市整備課長　この受入清算金でございますけど、今回、清算金に伴いまして市のほうが持っております換地調整地とか、あと学校用地というのがございまして、こちらにつきましては市のほうへの交付金ということになりますので、こちらに該当する清算金でございます。

○掛布委員　市からもらう、市の一般会計からもらう清算金ですということですか。

○都市整備課長　こちらのほうは、あくまでも区画整理事業からの市への交付金ということでございます。

○掛布委員　ちょっと意味が分からないんですけど、区画整理、これ財源として受入清算金とあるんですけど。

○都市整備課長　ちょっと補足して説明させていただいてよろしいですか。

今回、換地処分清算事業にあります21節の交付清算金が4,915万8,000円上げさせていただいておりますけど、こちらの中にこの受入清算金と、市への

交付金であります1,046万4,000円が含んだ金額ということで上げさせていただいておりますので、この金額が江南市への交付金、交付清算金となるものでございます。

これは区画整理事業のほうからの交付金でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　これ全体、いただくほうとお支払いするほうで、整理事業の最後の計画を見ると減価補償金はゼロと書いてあるんですけど、そうするともらうほうと払うほうでちょうど同じ額、価値が上がる方と価値が下がる方がとんとんとということにうまくなりましたよということによろしいのでしょうか。

○都市整備課長　こちらは減価補償金とは関係ございませんで、あくまでも換地に伴った過渡しの方とか不足という方、両方お見えになる中でのお金での清算金ということになりますので、それぞれ先ほど言われたように同額ということで、プラマイゼロということで清算金のほうは整理させていただいております。

○掛布委員　そうすると、結局全体で始める前の筆数三百数十筆だったかな、何かあったと思うんですけども、関係する宅地が。そのうち、払うほう、いただくほうというのは何件ずつになって、最大徴収しないといけない方というのはどれぐらいの額、一番たくさん払ってもらわないといけない方というのは出てくるのでしょうか。

○都市整備課長　まず徴収権利者の数で申し上げますと、権利者としては138名、あと交付の権利者、こちらのほうは76名でございます。

今回の清算に伴って徴収する方の金額ということでございますけど、こちらのほうにつきましては仮換地後に権利者同士の交換というか、そういうようなお話しがなされて市のほうにそういう届出があった方がございますので、そういった方の金額で申しますと1,000万円を超える方もお見えになる状況です。

○委員長　審議の途中ではございますが、残り1分で予定の時刻になりますので、一旦ここで審議のほうは中断させていただいて、休憩を取らせていただきますながら、この後、黙祷の後、その後休憩に入らせていただきます。しば

らく中断させていただきます。

午後 2 時 44 分 休 憩

午後 2 時 58 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 59 分 休 憩

午後 2 時 59 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 25 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号 令和 6 年度江南市水道事業会計予算

○委員長 続いて、議案第 28 号 令和 6 年度江南市水道事業会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の 253 ページをお願いいたします。

議案第 28 号 令和 6 年度江南市水道事業会計予算について御説明をさせていただきます。所管課は水道課でございます。

特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計予算説明書の 102 ページ、103 ページをお願いいたします。

予算といたしまして、令和 6 年度における業務の予定量並びにこれに関す

る収入及び支出の大綱を定めております。

予算に関する説明書といたしまして、106ページから133ページに予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、注記及び予定損益計算書を掲げております。

134ページ、135ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては1款1項1目1節水道料金から、136ページ、137ページ、3項2目1節過年度損益修正益までを掲げております。

収益的支出につきましては、138ページ、139ページ、1款1項1目原水及び浄水費から、152ページ、153ページ、4項1目予備費までを掲げております。

資本的収入につきましては、154ページ、155ページ、1款1項1目1節企業債から5項2目1節他会計補助金までを掲げております。

資本的支出につきましては、156ページ、157ページ、1款1項1目事務費から、160ページ、161ページ、3項1目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきたいと存じます。

なお、令和6年度当初予算説明資料の9ページ及び55ページから74ページに位置図などを掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　何点かお聞きしたいと思います。

まず水道事業の職員の問題で、現時点の職員配置なんですけど、予算書の120ページを見ると令和5年1月1日現在、1級の方が3人だったのが、今、令和6年1月1日現在、1級の方は6人ということで、総数は15人なんですけれども、いわゆる本当に若手中の若手というか、一番若い方がとても多くなっておりまして、そのおかげでというか、そのせいで人件費が随分安く済んでいるみたいなんですけれども、これはどういうことでこうなっているのか、大丈夫なのかなってちょっと業務への影響を心配するわけなんですけれ

ども、どういうことなんでしょうか。

○水道事業水道部水道課主幹 令和5年度の人事異動で新人職員を含む書記が多く配置されたというか、結果こうなっているということで、みんな一生懸命やって業務の支障がないようにやっているところでございます。

○掛布委員 あと説明資料の74ページを見ると、今の話でいくと令和6年度の予算と令和5年度の当初予算を比べると職員の給与費が1,232万円減っております。これは若手職員中心になっているので減ったということなんですけれども、動力費も1,747万円、予算ですけれども減る予算になっております。これはどういう影響でしょうか。電気代は増えるんじゃないかなと思ったんですけど。

○水道事業水道部水道課主幹 まず職員の給与費は、令和6年度当初予算では、先ほどもありましたけど部長の人件費というのが一般会計の負担金という形で部長の分が減っているのと、あと令和5年度ときは職員、今現在の令和5年度は欠員になっているんですけれども、1名本当は多く予算上は要求してしまして、結果、欠員という状態になっているんですけれども、今後、令和6年度もその欠員の見込みが続くということで1人分の人件費というのを削減しております。

また、動力費については、令和5年度当初予算をつくるときには令和4年度でかなり動力費というのは動きを見せまして、すごいまだ上がっていく段階であったものですから、令和5年度ときはかなりその上がり幅を見越して予算化しておりました。

実際、令和5年度の予算ベースで考えると、動力費の決算額というのはかなり抑えられたものになってきていまして、要はピークは越えたなあというところで実際にもなっていますので、令和6年度予算は最新の情報に置き換えてやった結果、令和5年度予算よりは少ない金額でいけるだろうという想定をしております。

○掛布委員 あと、県水の値上げがこの令和6年10月からということなので、取りあえず1立方メートル当たり2円分の半年の値上げがこの予算書の中に盛り込まれているということで、受水費として、74ページの資料を見ていると令和5年に比べて1,679万8,000円増額されているんですけど、それ以外、

県水の値上げ分以外にまだ要因があるのでしょうか、この受水費というのは、全額その影響がこれですよね。

○水道事業水道部水道課主幹 県水の実質の値上げ分としては、受水料ですね。年間の使用料を469万7,550立方メートルとして予算を上げていますので、その2円の半年ということで、実際の値上げの影響というのは約460万円で、その他は令和4年度、令和5年度で揚水規制を加味して下般若配水場のほうの配水ポンプを1台増設させました。もうじき、ぎりぎり工期のほうを終えるわけですが、令和8年に向けて徐々に水量を上げていくということで、水量も少し昨年度よりは多めに見て、県水の量を多めにして下般若からの配水量を多くするという予算組みをしております。

○掛布委員 それで、私も計算上、県水の影響は500万円ぐらいだなと思ったのに、なぜ千六百何万円になっているのかなってちょっと不思議でしょうがなかったんですけど、水量が多めに計算されているということで、これだけになっていてということですね。

そうすると、もう一点ですけども、令和5年と令和6年と比べて、この74ページの資料の表で見ると年間給水量が17万立方メートルも減っていて、したがって給水収益も2,690万円も減っているわけなんですけれども、これは人口減少と節水のせいなんですか。

○水道事業水道部水道課主幹 はい、委員おっしゃるとおり、給水人口の減少と、やっぱり節水機器の普及もありますし、あとは皆さんの節水意識への高まりというのものもあるなというふうに分析しております。

○掛布委員 なかなか厳しくなっているなと思うんですけど、予備水源10か所だったっけ。何かもう維持費用がもったいないので廃止するというのは、それはいつから、この令和6年度ではない。まだ先、令和8年度からですか。いつからになるんでしょう。

○水道事業水道部水道課主幹 まず予備水源を廃止するという中の前提に地下揚水量の規制がありまして、揚水規制がかかってきます。

揚水規制が令和8年度から採用されていきますので、それを見込んで維持費のかかるというか、今後もし使い続けようと思うと耐震化だとかもやっていかなきゃいけないものですから、そういうところも勘案して令和8年度以

降は予備水源をちょっと組まない。実際の潰す潰さないかといって、要は返し方ですね。お地元への返し方は、今いろいろほかでもあるんですけども、どのような形で返すかというのは、例えばお地元がそのまま防災井戸として使いたいということであればそのようにお返しするでしょうし、その辺はその土地、返すところのお地元と、また土地の所有者の意向をしっかりと確認してから、令和8年以降にお返ししていこうというふうに考えています。

○掛布委員　最後ですけど、令和6年度の事業としても基幹管路の更新工事が精力的に組まれているわけなんですけど、説明資料にあります基幹管路の更新工事は70ページ、71ページ、72ページとか見ていると、最初に基幹管路の更新計画を15年計画でつくられたときには、まず一番大事な幹線、配水場から市役所までとかいう、そこから1期工事でまず大事なところをやって、その後、江南厚生病院とか小学校とか体育館とかそういうところ、これもまた大事ですけども、あと配水場、井戸を結ぶ、それが2期工事の基幹管路の更新計画だったと思うんですけど、最初につくった更新計画が15年計画でまだ半分ぐらいしか経過していないんですけど、このやっってもら箇所を見るとほとんど第1期、第2期に盛り込まれた基幹管路はほぼ終わるんじゃないかなと思うんですけど、それでよろしいんでしょうか。ほぼそれで終わっていきますねという。

○水道事業水道部水道課主幹　第1次基幹管路更新計画というのは、令和13年度までの事業計画でつくっております。

一般質問等でもありましたけれども、全ての拠点病院だとか小・中学校に送る基幹管路を更新していくというもので、決して今年度で終わるわけではなくって、基本、計画どおりで進んでいまして、全ての小・中学校等に行くにはまだ令和13年まではしっかり期間は必要だというふうに考えております。

○委員長　よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きましたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後3時14分　休　憩

午後 3 時14分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和6年度江南市下水道事業会計予算

○委員長 続いて、議案第29号 令和6年度江南市下水道事業会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書の256ページ、議案第29号 令和6年度江南市下水道事業会計予算について御説明させていただきますので、別冊の特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算書及び予算説明書の164ページ、165ページをお願いいたします。

予算といたしまして、令和6年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めております。

予算に関する説明書といたしまして、168ページから197ページに予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、令和6年度の予定貸借対照表、注記、令和5年度の予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記を掲げております。

198ページ、199ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては上段の1款1項1目1節下水道使用料から、最下段の3項1目1節過年度損益修正益までを掲げております。

収益的支出につきましては、200ページ、201ページ上段の1款1項1目污水管きよ費から、208ページ、209ページ、4項1目予備費までを掲げております。

はねていただきまして、210ページ、211ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、上段の1款1項1目1節建設改良費の為の企業債から、最下段の5項1目2節雨水施設整備費交付金までを掲げております。

資本的支出につきましては、212ページ、213ページ上段の1款1項1目污水管きよ整備費から、218ページ、219ページ、3項1目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきたいと存じます。

なお、令和6年度当初予算説明資料の10ページに公債費の状況を、75ページから81ページに位置図などを掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　説明資料の76ページ、予算書のほうはちょっとどこにあるのかすぐに探せないんですけれども、高屋地区を縦断する、いわゆるK T Xアリーナからずっと東に向かって北に行く北部污水1号幹線の実施設計測量委託が単市事業として載っているんですけれども、私、令和5年度もこれお尋ねして、あれ、また同じのが載っているということで非常に不思議に思って、しかも令和5年度のときは社会資本整備交付金を使う事業だったのに、今度はちょっと区間が違って単市事業に変わっているんですけれども、これ補正のところで出てきたのかもしれないんですけど、どういう状況でまた上がっているのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○水道部下水道課長　令和6年度も同一箇所の実施設計測量委託を行う理由につきましては、令和5年度の委託で実施した測量や土質調査などの成果を基に、推進工法の検討や概算事業費を把握するための基本設計を行うためでございます。

ちなみに、令和5年度につきましては測量及び土質調査を行ってございまして、これは社会資本整備総合交付金の補助対象になっております。

令和6年度は基本設計を行うため、補助対象外となるため単市事業とさせていただきます。

○掛布委員　そうすると、今推進工法になるかもとおっしゃったんですけど、非常に難しい事業展開になるかということで、2年も続けて測量設計委託になる。内容が違うということなんですね、簡単に言うと。

今ちょっと言い残したんですけど、令和5年度と令和6年度でちょっとだけ箇所が、KTXアリーナの辺の管路の地図がちょっと違っていたんですけども、これは何か理由があるのでしょうか。

○水道部下水道課長　KTXアリーナのところから厚生病院に向けて、開削工法による下水道工事の基本設計をやっておりました。そちらについては、今回は省略させていただいているものでございます。

○掛布委員　今回は省略ということは、もうそれはやらなくて、基本設計はそこは終わったので今回は省略という、そういうことですか。

○水道部下水道課長　そういうことでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません。あと全体なんですけど、説明資料に、81ページに汚水処理原価等の比較という令和5年度、令和6年度の当初予算の比較がありまして、下のところに令和6年度と令和5年度の年間排水量の比較があって、前年度に比べて令和6年のは、これまた17万3,000立方メートルも年間排水量が減るといふふうになっているわけです。年間有収水量も同時に減って、値上げしたのに使用料収入、令和6年度は丸っと値上げなんですね。値上げしたのに使用料収入がすごい減っています。

この排水量の減少、料金収入の減少というのはなぜでしょうか。

○水道部下水道課長　年間排水量が令和5年度予算より減少している理由につきましては、令和5年度予算の水量の見込みが過大であったため、令和5年度中の実績を基に数値を精査したため令和6年度は減っているものでございます。実際には、令和5年度は323万立方メートルの見込みとなっておりまして、

また、それに伴いまして、下水道使用料が前年度の予算と比較して減少しているのも年間排水量が令和5年度は過大であったため、そこから算出して

いるため今回は減少しているものでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きましたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 3 時 25 分 休 憩

午後 3 時 25 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

午後 3 時 26 分 休 憩

午後 3 時 36 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

報告書につきましては、タブレット端末に配信しておりますので、そちらのほうを御覧ください。

去る令和6年1月23日に三重県明和町を、2月1日に愛知県春日井市勝川駅前通商店街振興組合を行政視察していただいた報告書について、御協議をお願いいたします。

なお、あらかじめ所感については記載することとなっておりますことから、既に記載してありますのでお願いいたします。

それでは、何か御意見等ございましたらよろしく申し上げます。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 意見もないようでありますので、このまま今定例会において提出いたしますのでよろしく申し上げます。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きます、市民と議会との意見交換会について議題といたします。

資料はタブレット端末に配信しておりますので、御覧ください。

令和6年2月9日に、江南駅周辺の地元団体と開催いたしました市民と議会との意見交換会につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただきましたこの資料のとおり、広報「こうなん」4月号に掲載したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、意見交換会でいただきましたアンケートにつきましても、事前に委員の皆様にご配付しておりますが、タブレット端末に配信しておりますのでよろしくをお願いいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

慌てたわけではありませんが、非常に皆様のご協力の下、大変短い時間で進んだことを本当にほっとしております。

ぜひまた、今回がこれが最後になりますが、本当に私のほうからも、委員の皆さん、そして当局の皆さんの御協力があったからこそこの1年やってこれましたので、お礼を申し上げて私からの挨拶といたします。ありがとうございました。

以上で、建設産業委員会を閉会いたします。

午後3時29分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 大藪豊数